会報

第112号

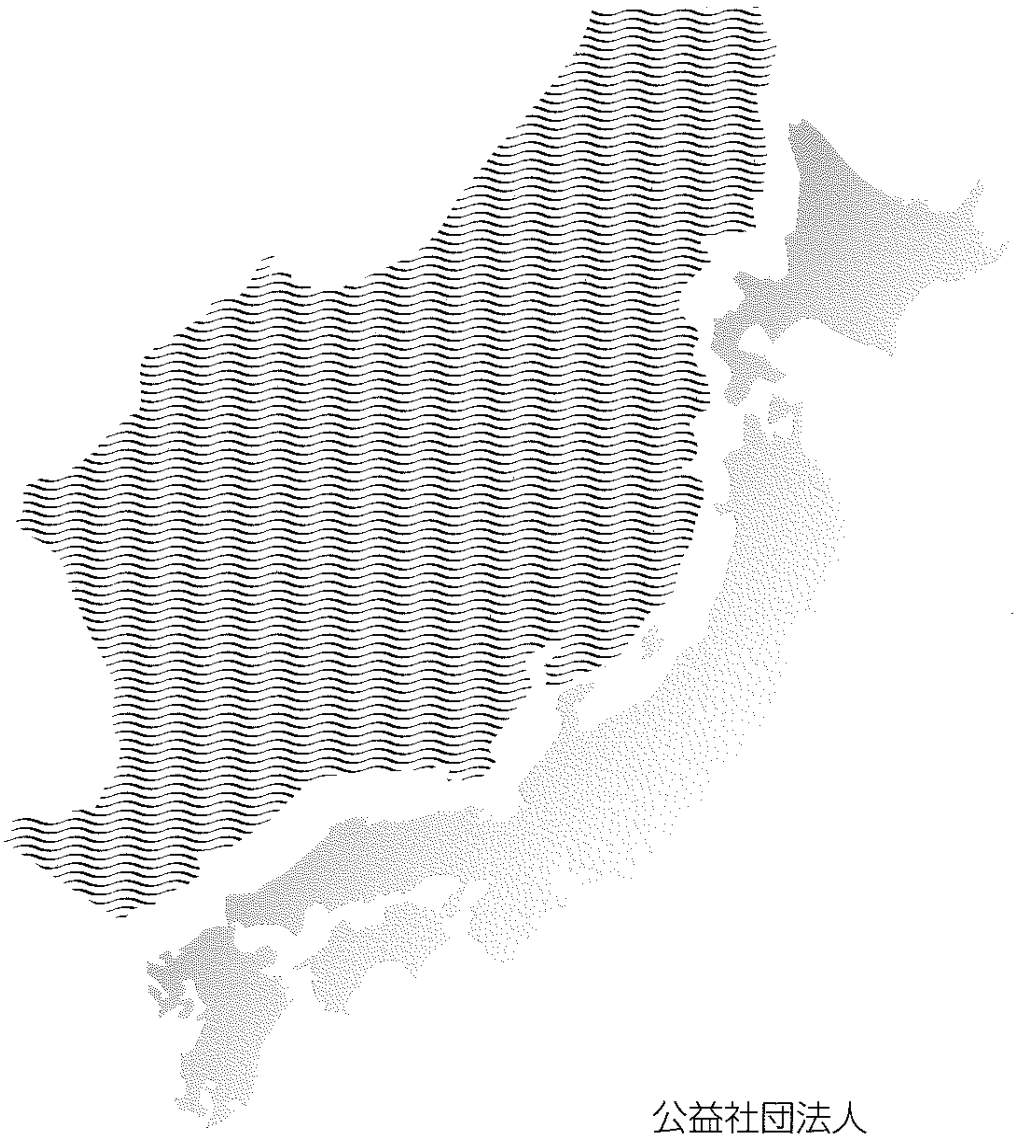

公益社団法人
日本海海難防止協会

目　　次

Ⅰ　事　業　報　告
Ⅰ－１　委員会等開催
１　港湾計画変更（一部変更）に係る青森港船舶航行安全調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1－1　第１回委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅰ　事　業　報　告

Ⅰ－１　委員会等開催

１　港湾計画変更（一部変更）に係る青森港船舶航行安全調査

1－1　第１回委員会

(1) 開 催 日：平成 26 年 6 月 24 日（火）
(2) 場　　所：青森市　ウェディングプラザアラスカ
(3) 出 席 者：別記のとおり
(4) 議　　題：
　① 港湾計画変更（一部変更）の計画について
　② 調査・検討の計画について
　③ 青森港の現況について
　④ 周辺の航行環境について

別　記

出席者名簿

（順不同・敬称略）

委　員　大津　皓平　　東京海洋大学　名誉教授
　　久古　弘幸　　一般社団法人日本船長協会　副会長
　　田中　一臣　　青森港水先人会　水先人
　　三上　永道　　日本通運株式会社青森支店青森中央事業所
　　海運倉庫グループ　主任
　　対馬　義彦　　青森通運株式会社　港運事業部長
　　横内　憲悟　　青森市漁業協同組合　代表理事組合長
　　髙橋　弘一　　青森県小型船舶安全協会　会長

関係官公庁
　　平野　恵三　　第二管区海上保安本部交通部　企画調整官
　　東　　武　　〃　　安全課長
　　守屋　研一　　〃　　安全課　安全対策調整官
　　池田　　聡　　青森海上保安部長
　　田中　良喜　　〃　　交通課長
　　下澤　　治　　東北地方整備局港湾空港部　港湾計画課長
　　内木場直美　　〃　　港湾計画課
　　港湾施設マネジメント係
　　田中　道幸　　東北地方整備局青森港湾事務所　副所長
　　佐藤　盛仁　　〃　　保全課長
　　河原　聡志　　〃　　保全課　工事品質検査官

太田　克則　　青森地方気象台　防災管理官

事務局　桑島　　廣　　公益社団法人日本海海難防止協会　専務理事
安藤　眞博　　〃　　事業部長
高野　　修　　〃　　事業部　副部長
檜ヶ谷正道　　〃　　〃　　主任研究員
花棚　景子　　〃　　〃　　調査員

1－2　第２回委員会

(1) 開 催 日：平成 26 年８月 27 日(水)
(2) 場　　所：青森市　ウェディングプラザアラスカ
(3) 議　　題：
① 第１回委員会質疑・対応について
② 航行の安全性について
③ 航行安全対策について
④ 調査結果及び報告書構成案について

２ 新潟港港湾計画改訂に係る航行安全対策調査

第１回委員会

(1) 開 催 日：平成 26 年７月８日(火)
(2) 場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(3) 出 席 者：別記のとおり
(4) 議　　題：
① 港湾計画改訂の計画について
② 調査・検討の計画について
③ 新潟港の現況について
④ 周辺の航行環境について

別　記

出席者名簿

（順不同・敬称略）

委　員　大津　皓平　　東京海洋大学　名誉教授
池田　英治　　海上保安大学　名誉教授
久古　弘幸　　一般社団法人日本船長協会　副会長
西村　陽造　　新潟水先区水先人会　会長
武石　実徳　　新潟港船舶代理店会　事務局
佐藤　賢一　　佐渡汽船株式会社　常務取締役海務部長
小向　秀治　　新日本海フェリー株式会社　取締役新潟支店長

伊藤　則彦　　日本海曳船株式会社　常務取締役
小田　政市　　新潟県漁業協同組合連合会　代表理事会長
(欠)渡邊　廣吉　　新潟港東港区網代浜地区小型船だまり利用者協議会　会長
(代)小林　憲雄　　〃　　副会長
樋口　紀夫　　信濃川係船組合　組合長

関係官公庁
佐藤　　博　　第九管区海上保安本部交通部　安全課長
金谷　英明　　〃　　安全課　海務係長
木之瀬　樹　　第九管区海上保安本部海洋情報部　監理課　専門官
本間　一三　　新潟海上保安部　交通課長
木下　善貴　　〃　　安全係長
宮丸　克巳　　北陸地方整備局港湾空港部　計画課長
井出　正志　　北陸地方整備局港湾空港部　計画課　計画係長
渡邉　理之　　北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所　企画調整課長
川端　　昇　　新潟地方気象台　気象防災情報調整官
湯田　孝男　　新潟市都市政策部　港湾課　課長補佐

事務局　桑島　　廣　　公益社団法人日本海海難防止協会　専務理事
安藤　眞博　　〃　　事業部長
高野　　修　　〃　　事業部　副部長
檜ヶ谷正道　　〃　　〃　主任研究員
花棚　景子　　〃　　〃　調査員

３ 日本海中部海域における小型船舶の安全対策に関する調査研究（新潟県地区）

第１回委員会

(1) 開 催 日：平成 26 年 7 月 18 日(金)
(2) 場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(3) 出 席 者：別記のとおり
(4) 議　　題：
① 調査研究の計画(案)について
② 対象海域の気象・海象について
③ 小型船舶等の現状について
④ 海難の状況について
⑤ 気象・海象情報の提供状況について

別　記

出席者名簿

（順不同・敬称略）

委　員	日當　博喜	海上保安大学校　名誉教授
	佐藤　　忠	日本小型船舶検査機構　新潟支部　支部長
	西村　陽造	新潟水先区水先人会　会長
	清田　邦之	新潟県漁業協同組合連合会　専務理事
	樋口　紀夫	信濃川係船組合　組合長
	重野　正紀	新潟県小型船安全協会　直江津支部長
関係官公庁		
	伊藤　恒治	第九管区海上保安本部　交通部長
	金谷　英明	〃　交通部　安全課　海務係長
	奥原　徳男	新潟海上保安部長
	本間　一三	〃　交通課長
	相場　　斉	上越海上保安署長
	刀根　慶三	佐渡海上保安署長
	斎藤　昌志	北陸信越運輸局海事部　船員労働環境・海技資格課長
	佐々木　亨	水産庁　新潟漁業調整事務所長
	川端　　昇	新潟地方気象台　気象防災情報調整官
	大江　貢弘	新潟県農林水産部　水産課　指導普及係長
事務局	桑島　　廣	公益社団法人日本海海難防止協会　専務理事
	安藤　眞博	〃　事業部長
	高野　　修	〃　事業部　副部長
	檜ヶ谷正道	〃　〃　主任研究員
	花棚　景子	〃　〃　調査員

Ⅰ－２　平成 26 年度事業推進連絡会議

(1) 開 催 日：平成 26 年６月５日(木)
(2) 場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(3) 出 席 者：別記のとおり
(4) 議　　題：
　① 航行安全及び海難防止に関する調査研究について
　② 海難防止に関する周知宣伝について
　③ 平成 26 年度事業計画について
　④ その他

別　記

出席者名簿

（順不同・敬称略）

第二管区海上保安本部	交通部　安全課長	東　　武
第八管区海上保安本部	交通部　安全課長	金城弘明
第九管区海上保安本部	交通部　安全課長	佐藤　博
〃	〃　安全課　海務係長	金谷英明
〃	〃　〃　海務係	竹原佳佑
〃	海洋情報部　監理課長	小坂恵世
(公財)海上保安協会新潟地方本部	事務局長（代理）	平　　直実
新潟県水難救済会	事務局長	真壁重夫
(公社)日本海海難防止協会	専務理事	桑島　廣
〃	事業部長	安藤眞博
〃	事業部　副部長	高野　修
〃	〃　主任研究員	檜ヶ谷正道
〃	〃　調査員	花棚景子

Ⅰ－３　海難防止周知運動

１　日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1) 開 催 日　平成 26 年６月 13 日(金)

(2) 場　　所　新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟

(3) 出 席 者　別記のとおり

(4) 会議次第

① 主催者挨拶　第九管区海上保安本部　　交通部長

② 議　　事

平成 26 年度日本海中部地方海難防止強調運動実施計画

③ 連絡事項

イ　第九管区海上保安本部の取り組み　　第九管区海上保安本部　交通部

ロ　新潟海上保安部の取り組み　　新潟海上保安部　交通課

ハ　小型船舶に対する安全確保対策　　北陸信越運輸局　海事部

ニ　小型船舶の安全航行に資する通信システムの普及に向けて

信越総合通信局　無線通信部

ホ　水産庁が行う漁船海難防止のための取り組み　新潟漁業調整事務所

ヘ　その他

(5) 閉会

別　記

日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議　出席者名簿

（順不同・敬称略）

構成機関・団体			役　職　等	氏　　名
官公庁機関	信越総合通信局 無線通信部		航空海上課長	丸山　誠二
	北陸信越運輸局 海事部		首席運航労務監理官	木村　一美
	北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所		沿岸防災対策官	山嵜　一雄
	新潟地方気象台		気象防災情報調整官	川端　　昇
	新潟漁業調整事務所		漁業監督課長	渡部　勝弘
			〃　　漁業取締係長	松田なつき
	新潟県　防災局		危機対策課　主任	阿久津　陽
	新潟県警察本部　地域部		地域課　船舶係長	大戸　　悟
関係団体	船員災害防止協会 北陸信越支部		事務局長	江口　　孝
	公益社団法人 北陸信越海事広報協会		常務理事事務局長	山崎　　繁
	北陸信越旅客船協会		常務理事	竹谷　耕作
	一般財団法人 日本気象協会 新潟支店		支店長	小野　和也
	日本小型船舶検査機構 新潟支部			（欠）
	一般社団法人 日本海事検定協会 新潟事業所			（欠）
	全日本海員組合 新潟支部		支部長	除補　　修
	新潟県港湾協会		事務局 （新潟県港湾整備課　主事）	近藤　恭正
	新潟県水難救済会		事務局長	真壁　重夫
	新潟県漁業協同組合連合会		専務理事	清田　邦之
	新潟内航海運組合		事務局長	山田　一則
	新潟水先区水先人会		水先人	岡本　幹男
	新潟海洋少年団		副団長	荒木　一男
	ＰＷ安全協会　新潟支部			（欠）
	新潟県セーリング連盟			（欠）
主催	第九管区海上保安本部	交通部	交通部長	伊藤　恒治
			安全課長	佐藤　　博
			安全課　海務係長	金谷　英明
			安全課　海務係	竹原　佳佑
		警備救難部	救難課　計画係長	中野　雅嘉
	新潟海上保安部		交通課長	本間　一三
			随行 交通課　航行管理官付	倉橋　　淳
	公益財団法人 海上保安協会　新潟地方本部		事務局長	髙野　成二
	公益社団法人 日本海海難防止協会		専務理事	桑島　　廣
			事業部長	安藤　眞博
			事業部副部長	高野　　修
			事業部	花棚　景子

平成２６年度日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

平成２６年６月１３日
日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

１ 運動の趣旨

日本海中部地方においては、漁船やプレジャーボート等の小型船による海難が全体の約８割を占めている。そのうち漁船による海難の約３割は「衝突」であり、プレジャーボートによる海難の約４割は「機関故障」または「運航阻害」となっている。海難原因をみると、衝突では「見張り不十分」または「操船不適切」、機関故障等では「整備不良」が多いため、船舶運航の基本である「見張り」及び「発航前点検」の徹底により、小型船の海難発生を減少させることができる。

また、プレジャーボートの活動が盛んとなるこれからの時期は、河川の増水、低気圧や前線通過による急な降雨や風向の変化により、河口付近での危険な「磯波」等の発生も懸念され、平成２１年には、河口付近の「磯波」による連続転覆海難で６名が死亡、また平成２４年にも同様の海難で１名が死亡していることから、河口付近を航行する小型船に対し、「磯波」の危険性について十分な啓発活動が必要である。

したがって、全国共通の重点事項に、このような日本海中部地方の海難の特徴を踏まえた事項を加えて、海難防止強調運動を推進する。

２ 期 間

平成２６年７月１６日（水）から平成２６年７月３１日（木）までの１６日間

３ 重点事項及び推進項目

（１）プレジャーボートの発航前点検の徹底

＜推進項目＞

○ 船体機器類及び機関部の発航前点検の徹底

プレジャーボートの機関故障等の主な要因は、基本的事項の点検不足によるものが多いことから、プレジャーボート運航者に対し、発航前点検の重要性の理解を促し、実施の徹底を図る。

推進ポイント：発航前点検の重要性の理解と実施

機関起動前の確認事項		*機関起動後の確認事項*
燃料油量、潤滑油量、冷却水量		冷却海水の異常の有無
船底弁の開放、海水こし器の目詰まり		排気ガス色の異常の有無
バッテリー液量、端子の緩み	→	水、油漏れの有無
Ｖベルトの緩み、損傷の有無		異常音、異常振動の有無
船底ビルジの状況		計器類の異常の有無

（２）河口付近の磯波等による転覆海難等の防止（※地方重点事項）

＜推進項目＞

○ 磯波の危険性を十分認識した安全運航の徹底

河口付近は水深や風向等の変化により磯波が発生する可能性が高く、転覆等の海難が想定されることから、小型船の運航者に対し、磯波の危険性について十分な理解を促し、安全運航の徹底を図る。

○ 気象・海象情報の入手と早期退避等の徹底

緊急情報メール配信サービス（ＭＩＣＳ）の利用により、最新の気象・海象情報を入手するとともに、気象・海象の変化に

伴う磯波に対する早期退避等の適切な対応を促す。

推進ポイント：	磯波の危険性の理解 最新の気象・海象情報の入手 早期退避等の促進

（3）見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

＜推進項目＞

○ 小型船(プレジャーボート、漁船、遊漁船、ミニボート等)に対する見張りの徹底

衝突の原因は「見張り不十分」によるものが最も多く、特に１人乗りの小型船に顕著であることから、小型船の運航者に対し、見張りの重要性の再認識を促し、見張りの徹底を指導する。

○ 早期の避航動作の徹底

大型船の海難は、人命は元より、油の流出等の多大な影響を及ぼすおそれが高いことから、見張りの徹底のほか、ＶＨＦや汽笛等による船舶間コミュニケーションによって意思疎通を図り、相手船の避航動作や見張りを過信しない早期の避航動作の徹底を図る。

推進ポイント：	見張りの徹底 船舶間の意思の疎通 早期の避航動作

（4）ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

＜推進項目＞

○ 自己救命策の確保の徹底

乗船者の安全確保のためにはライフジャケットの常時着用は不可欠であり、現に海中転落者の生存に大きく寄与していることから、他の自己救命策（連絡手段の確保、１１８番等緊急電話番号の普及）の確保も併せ、指導の徹底を図る。

推進ポイント：	ライフジャケットの常時着用 連絡手段の確保 １１８番緊急電話番号の普及

4 実施事項

日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議の構成機関が連携の上、以下の項目を実施する。

（1）広報

① 地元自治体等の各種イベントにおける広報

② 各商業施設等における広報

③ １日海上保安官（船長、保安部長）等による広報

④ 灯台一般公開等における広報

（2）周知

① 「海の手帳２０１４年版」、各種リーフレット等を用いた関係機関窓口における周知

② 官公署、マリーナ、漁協等におけるポスター掲示による周知

③ 各遊覧船、旅客船ターミナルにおけるポスター掲示及び場内 ア

ナウンスによる周知

④ 関係機関等のホームページ及びＭＩＣＳによる周知

⑤ 第九管区海上保安本部の海の相談室やマリンレジャー行事相談室における周知

（3）啓発・指導

① 海難防止講習会及び海上安全教室等における啓発及び現場訪船指導

② 海上保安官、海上安全指導員、水難救済会会員、パーソナルウォータークラフト安全協会会員、小型船安全協会会員等による合同パトロールによる啓発指導

5 その他

構成機関・団体は、本運動期間中に実施した事項について、別紙様式により平成２６年８月１日（金）までに事務局あて送付するものとする。

別 紙

日本海中部地方海難防止強調運動実施事項記録書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実施日	実施内容	実施場所	備　考
記入例：7月16日	ポスター掲示（2部、2箇所）	庁舎内	

送付先： 事務局（公益社団法人　日本海海難防止協会）
ＦＡＸ： ０２５－２４７－０３１６
E-mail： nikkaikb@poem.ocn.ne.jp

平成２６年６月１３日

平成２６年度

日本海中部地方
海難防止強調運動実施計画（案）

平成26年7月16日～7月31日（16日間）

日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

5年間累計海難隻数　477隻

海難船舶の用途は

小型船（プレジャーボート、漁船等）が8割以上

船舶海難の最多は「衝突」119隻（2割以上）

↓

原因の8割以上が「見張り不十分」と

「操船不適切」によるもの

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

海難船舶隻数　船種別

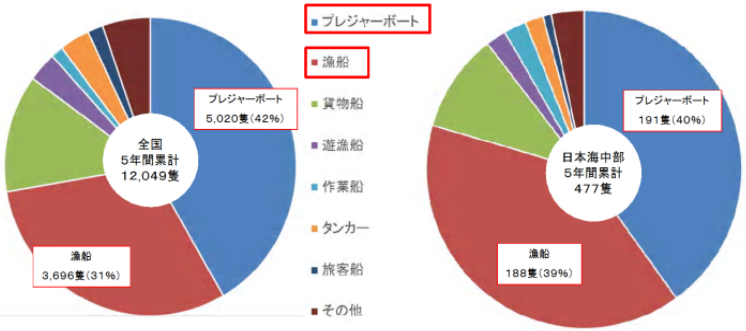

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

海難船舶隻数　海難種類別

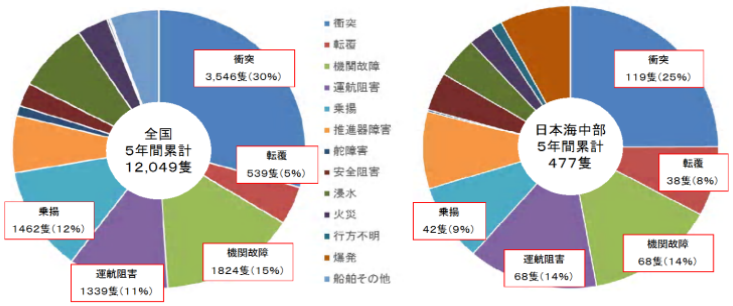

運航阻害：バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流
安全阻害：転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

衝突海難船舶隻数　原因別

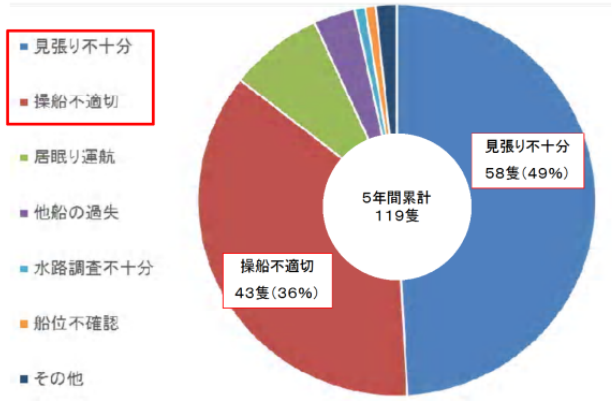

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

5年間累計海難隻数　477隻

プレジャーボートによる海難**191隻（約4割）**

↓

「機関故障」「運航阻害」が例年**4割前後**

（「機関故障」は**例年2割**を推移）

↓

原因の**6割前後**が**「整備不良」**によるもの

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

プレジャーボートの海難種類別隻数

	H21	H22	H23	H24	H25	合計
衝突	5	10	3	2	9	29
					1	1
乗揚	7	3	3	1	2	16
						0
転覆	7		2	4	2	15
	7			1		8
火災	1					1
						0
爆発						0
						0
浸水		1	3	3	1	8
						0
機関故障	8	6	8	7	7	36
						0
推進器障害	2	3	2	1	4	12
	1					1
舵障害				1		1
						0
運航阻害	6	3	11	8	8	36
						0
安全阻害	2	3	5	2	3	15
	1					1
行方不明						0
						0
その他	1	2	5	8	6	22
						0
合計	39	31	42	37	42	191
	9	0	0	1	1	11

黒字：船舶隻数　赤字：死者、行方不明者数

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

プレジャーボートの海難種類別　内訳

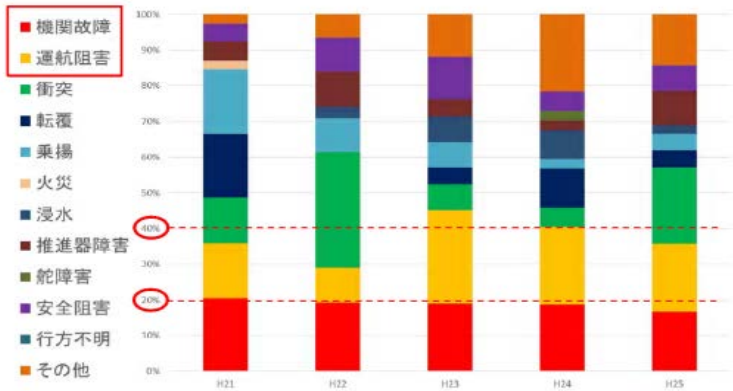

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

プレジャーボートの機関故障及び運行阻害　主な原因　内訳

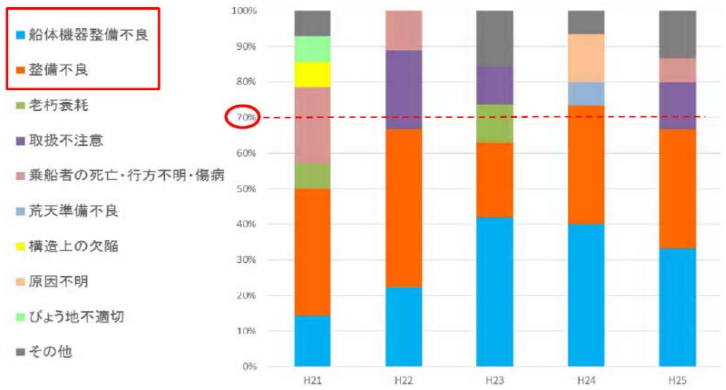

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

5年間累計海難隻数　477隻

漁船による海難188隻（約4割）

↓

「衝突」が最も多く59隻（約3割）

↓

原因の8割前後が「見張り不十分」と「操船不適切」によるもの

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

漁船の海難

	H21	H22	H23	H24	H25	計
衝突	10	16	12	11	10	59
		1		3		4
乗揚	1	4	1	3	5	14
						0
転覆	6	4	1	6	3	20
	1	1			1	3
火災	4		1	1	2	8
	2			1		3
爆発						0
						0
浸水	2	4	3		1	10
						0
機関故障	3	2	3	1	2	11
						0
推進器障害	4	3	2	8	1	18
						0
舵障害						0
						0
運航阻害	4	3	4	11	6	28
						0
安全阻害						0
						0
行方不明				6		6
						0
その他	1	3	1	5	4	14
						0
合計	35	39	28	52	34	188
	3	2	0	4	1	10

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

漁船の海難隻数

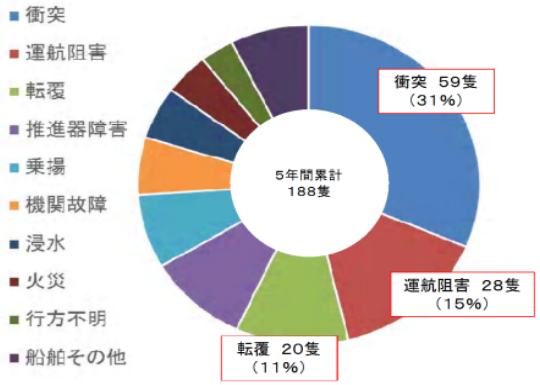

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

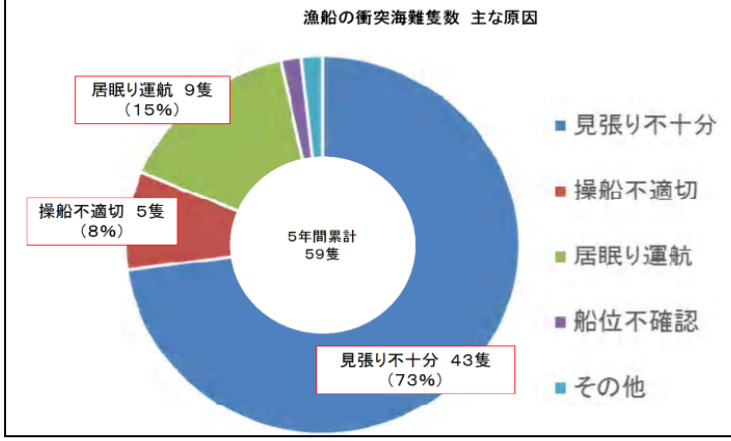

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

5年間累計海難隻数　477隻

河口域における**磯波**によりプレジャーボートが**転覆**、乗船者が**死亡**する事案が発生

（平成21年及び平成24年に発生　死者合計7名）

新潟県阿賀野川及び荒川河口付近でのプレジャーボート連続転覆海難(H21.6)

新潟県上越市関川河口付近でのプレジャーボート等転覆海難(H24.5)

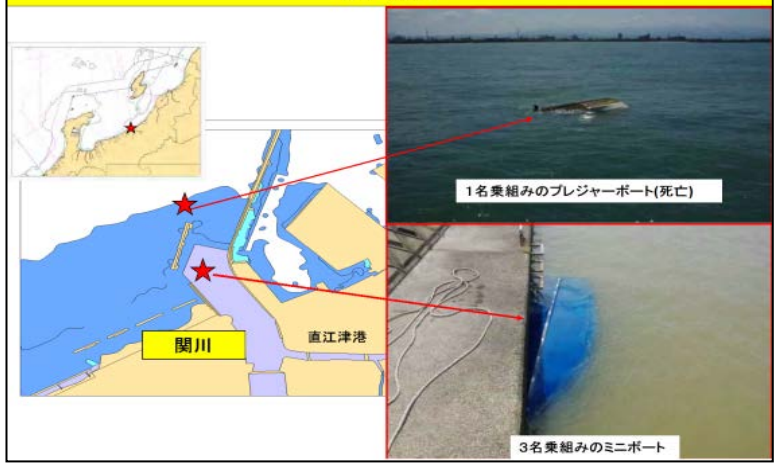

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

5年間累計海中転落者数　141名

乗船者が**海中転落**するおそれのある海難
（**転覆、衝突等**）　→　**3割以上**

海中転落者の**生存率**

ライフジャケット**着用者**　→　生存率**86%**
非着用者　→　生存率**36%**

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

海中転落者の生存状況（ライフジャケット着用、非着用別）

	海中転落者（人）	着用者（人）／非着用者（人）	生存者（人）	死者（人）	生存率（%）	救命胴衣着用率（%）
H21	44	21	19	2	90%	48%
		23	7	16	30%	
H22	23	11	8	2	73%	48%
		12	4	8	33%	
H23	27	19	17	2	89%	70%
		8	6	2	75%	
H24	32	23	19	4	83%	72%
		9	1	8	11%	
H25	15	12	11	1	92%	80%
		3	2	1	67%	
合計	141	86	74	11	86%	61%
		55	20	35	36%	

日本海中部地方の海難発生状況（平成21年～25年）

ライフジャケット着用の海中転落者

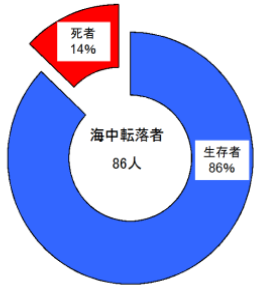

ライフジャケット非着用の海中転落者

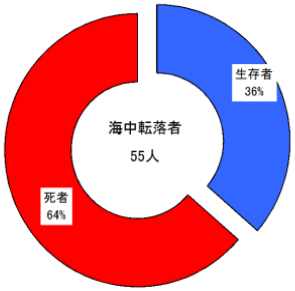

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

重点事項

1　プレジャーボートの発航前点検の徹底

地方独自

2　河口付近の磯波等による転覆海難等の防止

3　見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

4　ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

プレジャーボートの発航前点検の徹底

推進項目

船体機器類及び機関部の発航前点検の徹底

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

河口付近の磯波等による転覆海難等の防止

推進項目

磯波の危険性を十分認識した安全運航の徹底

気象・海象情報の入手と早期退避等の徹底

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

推進項目

小型船に対する見張りの徹底
（プレジャーボート、漁船、遊漁船、ミニボート等）

早期の避航動作の徹底

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

推進項目

自己救命策の確保の徹底

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

各機関・団体が連携し
官民一体となった
指導、教育、訓練が**必要不可欠**

実施事項　広報

- 地元自治体等の各種イベント参加
- 各商業施設等
- 1日海上保安官（船長、保安部長）
- 灯台一般公開等

実施事項　周知

- 河口域ハザードマップ、海の手帳、リーフレット配布（関係機関窓口）
- ポスター掲示（官公署、マリーナ、漁協、道の駅等）
- 場内アナウンス（各遊覧船、旅客船ターミナル）
- ホームページ及びMICS（関係機関）
- 海の相談室、マリンレジャー行事相談室（第九管区海上保安本部）

実施事項　啓発・指導

- 海難防止講習会及び海上安全教室等、現場訪船指導
- 合同パトロール
  （海上保安官、海上安全指導員、水難救済会会員、パーソナルウォータークラフト安全協会会員、小型船安全協会会員等）

官民一体となって海難ゼロへ！！

平成２６年６月１３日

JCG

平成２６年度
日本海中部地方海難防止強調運動

第九管区海上保安本部管内
における取り組み

活動内容

- 他機関との合同安全パトロール
- 訪船指導・海難防止講習会・海上安全教室
- マリーナ、漁協等へのポスター等の配布
- 各種イベントにおける広報・周知活動
- テレビ、ラジオ、ホームページ等による広報
- 巡視船艇、灯台の一般公開等に併せた周知
- ＭＩＣＳ、電光掲示板による周知

他機関との合同安全パトロール

他機関との合同安全パトロール

他機関との合同安全パトロール

訪船指導・海難防止講習会・海上安全教室

訪船指導・海難防止講習会・海上安全教室

訪船指導・海難防止講習会・海上安全教室

マリーナ、漁協等へのポスター等の配布

マリーナ、漁協等へのポスター等の配布

マリーナ、漁協等へのポスター等の配布

各種イベントにおける広報・周知活動

各種イベントにおける広報・周知活動
海上保安

各種イベントにおける広報・周知活動
海の事件・事故は
118番

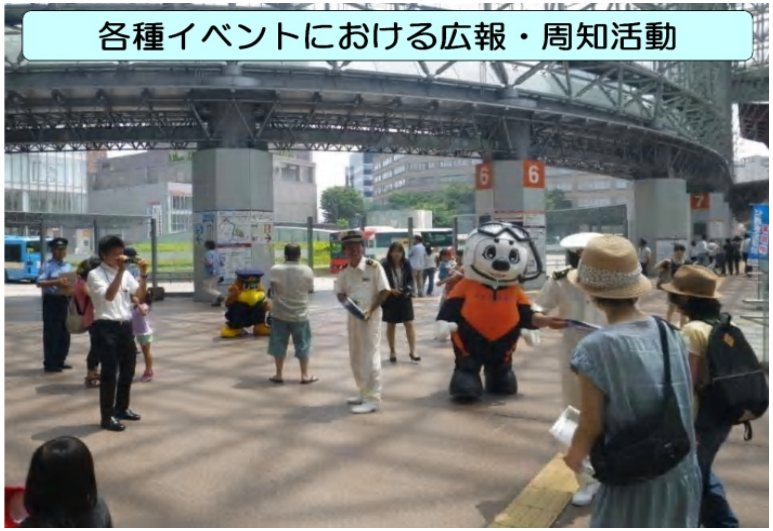
各種イベントにおける広報・周知活動

テレビ、ラジオ、ホームページ等による広報

テレビ、ラジオ、ホームページ等による広報

テレビ、ラジオ、ホームページ等による広報
海と人
7

テレビ、ラジオ、ホームページ等による広報
新潟海上保安部からのお知らせ 7/16～31海の事故ゼロキャンペーン 施中

巡視船艇、灯台の一般公開等に併せた周知
PL04 やひこ

巡視船艇、灯台の一般公開等に併せた周知

ＭＩＣＳ、電光掲示板による周知
海上保安庁
JAPAN COAST GUARD
PL43

沿岸域情報提供システム
（MICS:Maritime Information and Communication System）
海の 緊急情報
メール配信サービス開始
気象警報・注意報
海難（火災）
航路標識の事故（傾斜）
航路障害物の状況
気象情報や海上保安庁が発表する緊急情報を
リアルタイムに配信します！
皆さんも登録してね！！
JCG
海上保安庁
第九管区海上保安本部

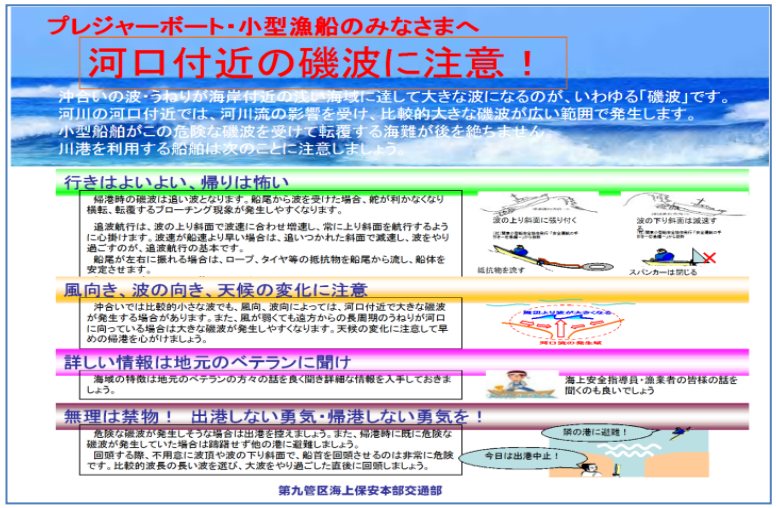
プレジャーボート・小型漁船のみなさまへ
河口付近の磯波に注意！
沖合いの波・うねりが海岸付近の浅い海域に達して大きな波になるのが、いわゆる「磯波」です。
河川の河口付近では、河川流の影響を受け、比較的大きな磯波が広い範囲で発生します。
小型船舶がこの危険な磯波を受けて転覆する海難が後を絶たません。
川港を利用する船舶は次のことに注意しましょう。
行きはよいよい、帰りは怖い
帰港時の磯波は追い波となります。船尾から波を受けた場合、舵が利かなくなり横転、転覆するブローチング現象が発生しやすくなります。
追波航行は、波の上り斜面で波速に合わせ増速し、常に上り斜面を航行するように心掛けます。波速が船速より早い場合は、追いつかれた斜面で減速し、波をやり過ごすのが、追波航行の基本です。
船尾が左右に振れる場合は、ロープ、タイヤ等の抵抗物を船尾から流し、船体を安定させます。
波の上り斜面に乗り付く
波の下り斜面は減速す
抵抗物を流す
スパンカーは閉じる
風向き、波の向き、天候の変化に注意
沖合いでは比較的小さな波でも、風向、波向によっては、河口付近で大きな磯波が発生する場合があります。また、風が弱くても遠方からの長周期のうねりが河口に向っている場合は大きな磯波が発生しやすくなります。天候の変化に注意して早めの帰港を心がけましょう。
詳しい情報は地元のベテランに聞け
海域の特徴は地元のベテランの方々の話を良く聞き詳細な情報を入手しておきましょう。
海上安全指導員・漁業者の皆様の話を聞くのも良いでしょう
無理は禁物！ 出港しない勇気・帰港しない勇気を！
危険な磯波が発生しそうな場合は出港を控えましょう。また、帰港時に既に危険な磯波が発生していた場合は踏躍せず他の港に避難しましょう。
回頭する際、不用意に波頂や波の下り斜面で、船首を回頭させるのは非常に危険です。比較的波長の長い波を選び、大波をやり過ごした直後に回頭しましょう。
隣の港に避難！
今日は出港中止！
第九管区海上保安本部交通部

日本海中部地方
海難防止強調運動推進連絡会議

～新潟海上保安部の活動計画～

平成２６年6月１３日

新潟海上保安部の活動計画

1．セーフティボードネットワーク新潟の安全指導
（プレジャーボート安全指導）

2．角田岬灯台の一般公開
（一般周知）

3．広報誌を活用した周知
（プレジャーボート・小型漁船対象）

4．漁船への航行安全指導
（漁船・遊漁船対象）

5．各種海難防止講習会等
（プレジャーボート・小型漁船対象）

1．セーフティボートネットワーク新潟の安全指導（プレジャーボート安全指導）

７月１９日（金）予定
阿賀野川～村上市のプレジャーボートに対する海難防止活動

2．角田岬灯台の一般公開（一般周知）

７月２７日（日）
角田岬灯台の一般公開　海難防止の周知活動

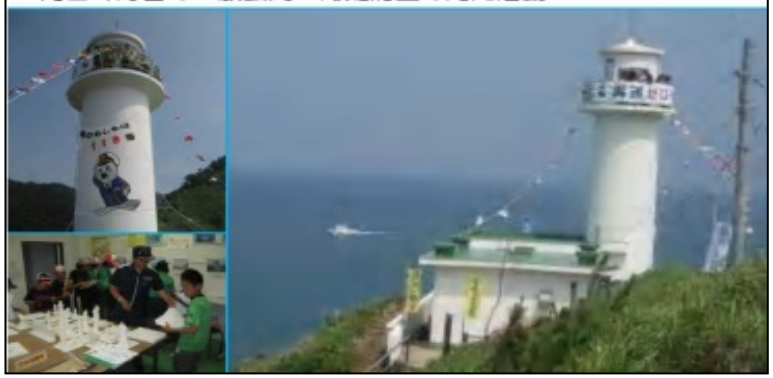

3．広報誌を活用した周知
（プレジャーボート・小型漁船対象）

6～7月

セーフティボートネットワーク新潟に加盟する村上市、胎内市、新潟市、長岡市及び柏崎市の広報誌に海難防止啓発記事を掲載

市報 たいない　6月1日号

「小型船舶を利用される皆さんへ―ライフジャケットの着用を！

プレジャーボートなどの小型船舶を利用する場合は、船体・機関の出航前点検をしましょう。事故の原因は、機関故障などが4割を占めています。また、自己救命策も確実に行いましょう。

▼救命策の基本は3点です。

①ライフジャケットの着用

②携帯電話を防水パックに入れる

③海でもしものことがあったら**118番**へ

河口付近は強い流れや高波が発生します。操船に十分注意し、転覆事故等に気をつけましょう。

出発前には船名や行き先、帰港予定時間など家族や友人に伝えるようにしましょう。

●問い合わせ　総務課交通防災係（内線131）

セーフティボートネットワーク新潟（事務局／新潟海上保安部）☎025・244・1008

※セーフティボートネットワーク新潟は、より安全な下越・中越の海の実現を目的に36の機関・団体で活動しております。

4．漁船への航行安全指導（漁船・遊漁船対象）

6～7月

漁船、遊漁船に対する安全指導を実施

5．各種海難防止講習会等
（プレジャーボート・小型漁船対象）

6～7月

各種海難防止講習会を実施するほか、漁協、マリーナ等に対する訪問・訪船指導を実施する予定

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局　同時発表

平成 26 年 4 月 22 日
北陸信越運輸局海事部

＜問い合わせ先＞
海事部船舶安全環境課長　門真
船員労働環境・海技資格課長　斎藤
次席海事技術専門官　武藤
次席運航労務監理官　北口
TEL 025-285-9158 又は 9160
FAX 025-285-9176

全国で小型船舶に対する安全キャンペーンを実施！

国土交通省では、ゴールデンウィーク前から夏期休暇期間中にかけて、警察、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得て、下記のとおり小型船舶（旅客船、プレジャーボート、漁船、川下り船）の安全キャンペーンを実施します。

記

1．実施期間
平成 26 年 4 月 23 日（水）から同年 8 月 29 日（金）まで

2．実施内容
・以下の指導内容について、マリーナ・漁港等へのパトロール指導、リーフレットの配布等による周知啓発を図ります。
（指導内容）
① 消防設備及び救命設備の適切な設置
特にライフジャケットの適切な備付け・着用
② 船舶検査の適切な受検
③ 小型船舶操縦免許の適切な受有　等

・特に、複雑な流れなどによる川特有の危険性により、不意に転覆し、乗船者が落水するおそれのある川下り船に対するパトロール指導については、昨年度に策定した「川下り船の安全対策ガイドライン」に沿ったすべての措置を講じるよう安全指導を実施します。

3．実施主体
北陸信越運輸局の職員が、警察、海上保安部、日本小型船舶検査機構などの協力を得つつ、指導を実施します。

国際VHF 利用ガイド

～小型船舶に任意で設置する国際ＶＨＦが制度改正されました～

総　務　省

国際ＶＨＦ（船舶共通通信システム）とは？

船舶の航行のための通信に使用する国際的なシステム

１５０ＭＨｚ帯を使用し、船舶において遭難・安全通信、港務通信、電気通信業務、水先業務等に使う無線通信システムで、全世界的に使われているため「国際ＶＨＦ」と呼ばれています。

総務省では、船舶のより安全な航行を実現するため、小型船舶等に任意で設置することができる安価な国際ＶＨＦ機器の普及を図るべく、平成２１年に「船舶共通通信システム」として制度の整備を行いました。

国際ＶＨＦは、航行の安全に関する重要な通信を行うものとして多数の船舶に利用されています。

国際ＶＨＦを使用するために必要なものは？

無線従事者資格と無線局免許が必要です

1　無線機の購入

全国の主要無線機器販売店、船舶用機器販売店のほかインターネット通信販売でも購入することが可能です。購入の際には、その無線機器が技術基準適合証明を受けていることを示す「技適マーク」を確認しましょう。

技適マークを必ず確認

2　無線従事者資格の取得

国際ＶＨＦを操作するためには無線従事者資格（無線従事者免許証）が必要です。無線従事者資格は、国家試験またはマリーナ等が主催して開催する講習会で取得することが可能です。

国家試験は、財団法人日本無線協会が実施しています。（http://www.nichimu.or.jp/）

使用する機器の機能・出力ごとの必要な資格は次のとおりです。

- ・携帯型５Ｗ（ＤＳＣ※機能無し）　第３級海上特殊無線技士（海特３）以上
- ・携帯型５Ｗ（ＤＳＣ機能付き）
- ・据置型２５Ｗ

} 第２級海上特殊無線技士（海特２）以上

すでに海特３の資格がある場合は、より短時間の講習で海特２を取得することが可能です。

※ＤＳＣ：デジタル選択呼出装置。簡単な操作でグループ呼出や遭難信号の発信ができます。

3　無線局免許の取得

操作する人には無線従事者資格が必要

- ○ 国際ＶＨＦを使用するには無線局免許（特定船舶局）が必要です。[有効期間：５年間]
- ○ 無線局（特定船舶局）の免許は、船舶１隻ごとに１つの免許となります。（複数の船舶で共用することはできません）
- ○ 免許申請用紙は総務省のホームページからダウンロードすることができるほか、国際ＶＨＦの機器に添付されています。また、電子申請システムも利用できます。
- ○ 申請書の記載方法等については、販売されている無線機器にも資料が添付されていますが、他の無線設備（レーダー・マリン VHF・EPIRB 等）の有無や、国際航海の有無等により一部手続が異なりますので、ご不明な点は総合通信局等にお問い合わせください
- ○ 輸入品等で技術基準適合証明（技適マーク）のない無線設備を使用する場合には、新設検査が必要となり、その結果、免許にならない場合もありますのでご注意ください。

国際 VHF を使用する船舶ごとにそれぞれ無線局免許が必要

国際ＶＨＦの運用方法について

ルールを守って正しく運用しましょう

通信方法

国際ＶＨＦは、まず連絡設定用チャンネルで相手船を呼出し、その後、通話用チャンネル（船舶用・海岸局用）に切り換えて通話を行います。

連絡設定用チャンネル

ch	用途や使用上の注意	呼出の方法
16	・遭難・緊急・安全呼出、一般呼出・応答用チャンネル →このチャンネルで連絡設定した後、他チャンネルに切り換えて用件を話します ・このチャンネルでは一般の通話はできません。	自船：××号、××号、こちらは、○○丸、○○丸。 相手船：○○丸、○○丸、こちらは、××号、どうぞ。
77	・小型船舶同士・所属海岸局との呼出・応答チャンネル（旧マリンＶＨＦの呼出・応答用チャンネル） ・小型船舶同士はｃｈ１６の輻輳を避けるため、このチャンネルでの連絡設定を推奨します。	自船：××号、こちらは、○○丸、チャンネル６に変更お願いします。 相手船：チャンネル６了解。 （手動でチャンネル６に変更後通話）

船舶局同士の通話チャンネル

ch	通話対象船舶等
6, 8, 10	・すべての船舶（主に航行用）
13	・すべての船舶（航行安全通信用） ※海上保安庁の海岸局も含む
69, 72, 73	・小型船舶間

連絡設定後、チャンネルチェンジ

海岸局との通話チャンネル

ch	対象海岸局等
9	・海上保安庁の海岸局　※船舶等も含む
11, 12, 14	・海上保安庁・ポートラジオ等
71, 74, 86	・マリーナ・セーリング連盟等のレジャー用海岸局

遭難・緊急時の運用

- ｃｈ１６にセットし、付近の船舶局や海岸局に救助を求めます。
- ＤＳＣ機能のついた無線機は緊急時にディストレスボタン Distress を押すと、付近の船舶局に遭難している旨や自船の位置を自動的に知らせることができます。
- 誤発射した場合は、最寄りの海上保安庁へ連絡願います。

運用上の注意点

- 遭難通信、緊急通信など、船舶の航行の安全にかかわる重要な通信を行う無線です。運用の際は、簡潔・明瞭な通話を心がけましょう。
- 航行中は、呼出用のチャンネルであるｃｈ１６とｃｈ７７を聴守しましょう。
  特にｃｈ１６は、遭難・緊急の連絡や海上保安庁からの情報など重要な通信が入ることがあります。
- 海上での航行時にのみ使用できます。河川、湖沼や陸上での使用は禁止されています。
- 船舶ごとに無線局免許が必要となります。同じ無線機器を複数の船舶で共用することはできません。
- **遭難通信を妨害したときは、１年以上の有期懲役に、また虚偽の遭難通信を行った場合は３ヶ月以上１０年以下の懲役に処されます。**

その他の注意事項

詳細はお問い合わせください

1　無免許での使用には罰則があります

無線局免許を受けずに国際ＶＨＦを運用した場合は、**１年以下の懲役、または１００万円以下の罰金に処されます。**

また、免許の有効期間は５年間で、継続して使用する場合には有効期間満了の６ヶ月前から３ヶ月前までの間に再免許の申請を行う必要があります。有効期間切れに十分注意してください。

無線局申請で疑問点等がありましたら、総合通信局等へご相談ください。

2　電波利用料について

無線局の免許をお持ちの方に、より円滑に電波を利用していただくため、必要な経費を無線局の規模に応じてご負担いただく制度です。１年毎に納付書を郵送しますので、金融機関、コンビニエンスストア等でお支払いください。納付につきましては、口座振替や電波利用料の前納もご利用いただけます。

3　定期検査について

無線局の運用状況や無線設備が法令の基準に合致しているかを定期的に確認するため、定期検査制度があります。使用する無線設備の種類等により検査の周期が異なります。

検査周期の一例（詳しくは総合通信局等へお問い合わせください）

- 据置型の国際ＶＨＦのみ　…　５年ごと※
- 携帯型（５Ｗ以下）の国際ＶＨＦのみ　…　定期検査は不要※

※ただし、遭難自動通報装置（ＥＰＩＲＢ等）が強制の場合は２年ごと

定期検査が必要な年度に総合通信局等から通知書を送付しますので、忘れずに受検してください。

検査を拒んだり忌避した場合は６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処されます。

お問い合わせは停泊港を管轄する総合通信局等へ

○北海道	
〒060-8795　札幌市北区北８条西２丁目１－１　札幌第１合同庁舎 北海道総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 011-709-2311 内線.4035
○青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
〒980-8795　仙台市青葉区本町３丁目２－２３　仙台第２合同庁舎 東北総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 022-221-0659
○茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	
〒102-8795　千代田区九段南 1-2-1　九段第３合同庁舎２２階 関東総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 03-6238-1747(レジャー船・漁船) 03-6238-1745(上記以外)
○新潟、長野	
〒380-8795　長野市旭町 1108　長野第１合同庁舎 信越総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 026-234-9982
○富山、石川、福井	
〒920-8795　金沢市広坂２丁目２－６０　金沢広坂合同庁舎 北陸総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 076-233-4451
○岐阜、静岡、愛知、三重	
〒461-8795　名古屋市東区白壁１丁目 15－１　名古屋合同庁舎第３号館 東海総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 052-971-9178(漁船以外) 052-971-9180(漁船)
○滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
〒540-8795　大阪市中央区大手前１丁目５－４４　大阪合同庁舎第１号館 近畿総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 06-6942-8541
○鳥取、島根、岡山、広島、山口	
〒730-8795　広島市中区東白島町 19－36 中国総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 082-222-3345(漁船以外) 082-222-3349(漁船)
○徳島、香川、愛媛、高知	
〒790-8795　松山市宮田町８－５ 四国総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 089-936-5021
○福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
〒860-8795　熊本市二の丸１－４ 九州総合通信局　無線通信部　航空海上課	電話 096-326-7838(漁船以外) 096-326-7840(漁船)
○沖縄	
〒900-8795　那覇市東町 26－29－４F 沖縄総合通信事務所　無線通信課	電話 098-865-2305

〒100-8926　東京都千代田区霞が関 2-1-2　総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課
Tel：03-5253-5901　Fax：03-5253-5903　http://www.tele.soumu.go.jp/

平成 22 年 7 月作成

平成２６年６月１３日
水産庁新潟漁業調整事務所

水産庁が行う漁船海難防止のための取り組み

【全国的な取り組み】
■安全な漁業労働環境確保事業
□趣旨
（１）漁船の海難及び海中転落による死者・行方不明者は、全船舶の海難及び人身事故の中で最も多いことから、漁船の労働環境の改善、海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」を養成し海難事故の減少を図る事業を実施し漁船安全操業対策の充実を図る。（平成25年度～平成29年度、実施主体：民間団体等）
（２）遊漁船利用者等の安全の確保を図るため、遊漁船業者にた対し安全講習会の開催を行うとともに、漁村等海浜における遊漁者への安全指導について支援を行う。
（平成24年度～平成26年度）

□内容
（１）安全な漁業労働環境確保事業
海難事故の分析、ライフジャケット等の選定等を行う漁業労働環境カイゼン対策会議の開催及び労働環境の改善等の知識を有する「安全推進員」を養成する。また漁船へのAIS普及に関する関係省庁検討会を開催、関係省庁連名のパンフレットを作成し、漁業者に対しAISの機能の周知、AIS普及を促している。

（２）遊漁安全確保推進事業
遊漁船事故情報の収集・分析、遊漁船業者等に対して安全講習会を行う。また漁村等海浜に指導員を派遣し遊漁の安全等指導を行う。

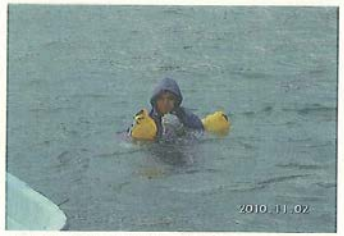

上の写真左は漁船・遊漁船等安全対策事業の「サバイバル訓練」右は同事業の「ライフジャケット作動体験及びメンテナンス講習会」

○平成25年度安全講習会開催実績
開催箇所：１道、１０県（２カ所以上開催道県：北海道、青森県）
受講者数：６０９名

○平成25年度担い手事業のサバイバル訓練（安全講習会）開催実績
開催箇所：３県（４回）実施は静岡県、三重県、山口県（複数開催県：静岡県２回）

受講者数：１３３名

○平成25年度遊漁船業者等安全講習会開催実績
開催箇所：２府１１県（２カ所以上開催県：沖縄県）
受講者数：３８８名

【新潟漁業調整事務所の取り組み】

（１）漁業取締船における洋上での作業及び入出港時には、作業用救命衣、ヘルメット等着用の徹底。（通年）

（洋上での作業）

（入港時の作業）

（出港時の作業）

（自動膨張式の作業用救命衣）

（２）ポスター掲示、リーフレット陳列、ホームページ掲載（H25.7.16～8.1）

（３）漁業取締船電光表示装置にメッセージを表示（H25.7.16～7.31新潟西港出入港時）

「全国海難防止強調運動実施中！ライフジャケットの常時着用！」と表示

（４）新潟海上保安部と合同で新潟港内に係船中の県外いか釣り漁船に対して、ライフジャケットの着用、操業時の安全啓発、新潟港内における航行時の留意事項等について訪船指導を実施した。

（県外いか釣り漁船５１隻に訪船指導を実施 H26.6.3 新潟西港内）

安全な漁業労働環境確保事業

遠洋・沖合漁業の事故の特徴

一度の事故で多数の死者・行方不明者が出る

過去の事故例

平成20年6月千葉県沖
まき網船寿和丸　死者・行方不明者17名

平成21年4月長崎県沖
まき網船大栄丸死者・行方不明者12名

平成22年1月長崎県沖
底曳網船山田丸死者10名

平成24年9月宮城県沖
かつお船堀栄丸行方不明者13名

沖における安全は船長の責任

全海難の事故の中で漁船海難の死者が最も多い。

海上の労働の中で、最も危険性が高い

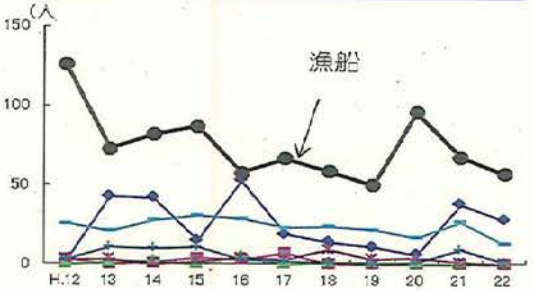

国は法令遵守、事故の分析を行い、業種別の業界、地域に未然防止を普及

沿岸漁業の事故の特徴

一人乗りの漁船による事故が多数発生

遊漁船の事故も依然として多発

救命胴衣の非着用、着用での死亡率の差

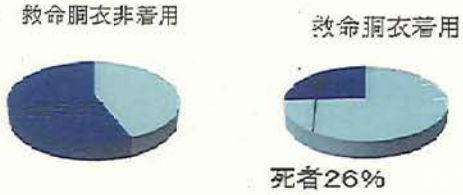

資料：海上保安庁

沿岸における安全は地域ぐるみで取り組む

船長等への教育を充実
- ○沖合等における安全推進員の講習実施
- ○遠洋・沖合職場カイゼンの実施
- ○遊漁船業者等への安全講習

漁業労働環境カイゼン対策会議等により、沖合等及び沿岸の安全対策を推進

安全推進員等を養成
沿岸職場カイゼン
海浜等の遊漁者への安全指導

船舶事故ハザードマップについて
～地図から事故情報などが検索できます！～

運輸安全委員会事務局

1 はじめに

運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故・重大インシデント（事故等）が発生した原因や事故による被害の原因を調査するための機関として平成 20 年 10 月に発足し、約 4 年半が経過しました。

この間に、毎年多くの事故等が発生し、調査報告書を国土交通大臣に提出するとともにホームページで公表していますが、身近な漁港や漁場で起こった船舶事故等の教訓を再発防止に活用していただくため、その発生場所を検索し、地図に重ね合わせてビジュアルに分かりやすく見ることができる「船舶事故ハザードマップ」をインターネットサービスとして、平成 25 年 5 月末から提供します。

今回は、この船舶事故ハザードマップの使用方法や利用例、各種機能についてご説明させていただきます。

2 使用方法

運輸安全委員会のトップページから「船舶事故ハザードマップ」をクリックし、検索トップ画面を開きます。

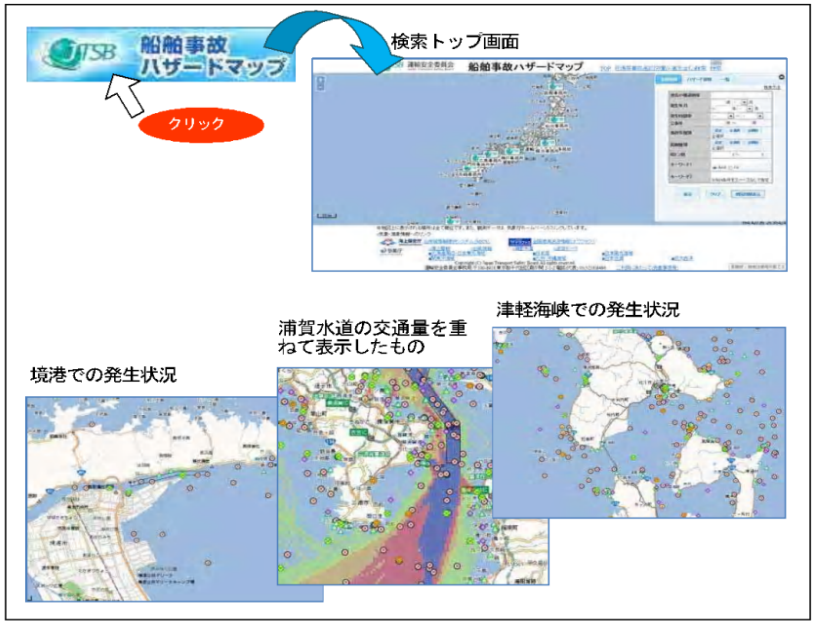

このような使い方があります

銚子漁港付近の事故を知りたい場合は、「銚子漁港」と入力後、「表示」をクリックして表示海域を決めます。地図を拡大・縮小し、お好みの大きさにしてどのような事故があるか確認します。

銚子漁港と入力して表示した画面

マークをクリックして事故等の内容等を確認

事故等を表すマークをクリックすると、吹き出しに、事故等の種類、概要、発生年月日が表示されます。

事故等の名前部分をクリックすると事故等調査報告書を表示します。

事故等の吹き出し

地図上に表示されるマークの種類

地図上に表示される主なマークは、事故等の種類により右のようになっています。

各種機能について説明します。

（1）検索項目

検索項目には、「事故情報」と「ハザード情報」があります。

ア　事故情報の設定

その１：事故等種類を選択

事故等の種類を選択することができます。選択・表示するには、

① 事故等種類欄の「設定」をクリック

② 全解除をクリックして、選びたい事故等にチェック

③ 「設定」をクリック

④ 「表示」をクリック

ヒント：事故等種類を選択

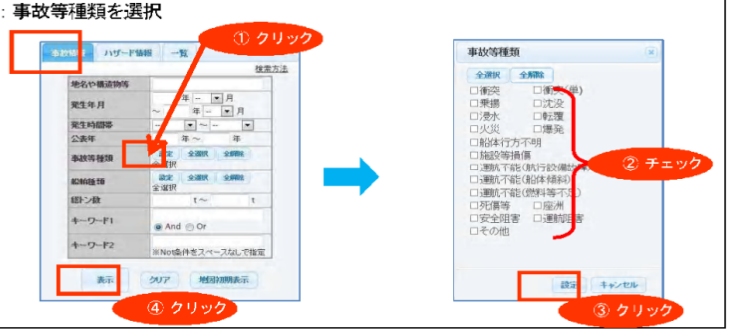

その２：船舶種類を選択

船舶の種類を指定することができます。選択・表示するには、

① 船舶種類欄「設定」をクリック

② 全解除をクリックして、選びたい船種にチェック

③ 「設定」をクリック

④ 「表示」をクリック

ヒント：船舶種類を選択

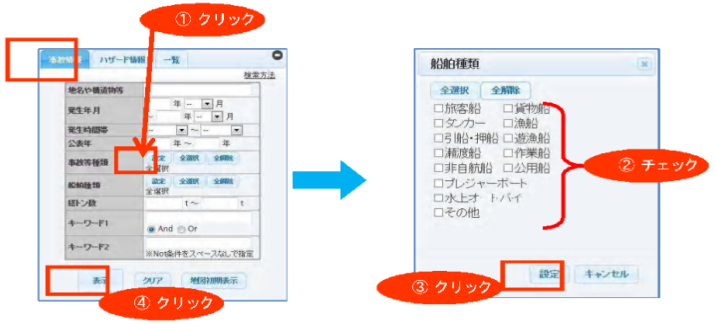

その４：その他

さらに、発生年月（月だけの入力でも結構です。）、発生時間帯、総トン数、キーワードによる検索があります。

イ　ハザード情報の設定

ハザード情報は、事故等の情報と重ね合わせて見ていただきたい情報で、次の種類があります。

その１：注意喚起情報

事故等の原因分析などを基に、事故等が多発している海域での注意事項等を表示します。（現在は東京湾付近だけですが、今後、範囲を広げる予定です。）

その２：航路、推薦航路

海上交通安全法等に定められた航路や海上保安庁等が推薦する航路を表示します。

その３：交通量

船舶のＡＩＳ情報に基づく交通量の情報を表示します。（現在は東京湾付近だけですが、今後、表示範囲を広げる予定です。）

その４：気象・海象情報

リアルタイムで気象庁のアメダスデータや海上保安庁のライブカメラからの海の様子を確認することができます。

その５：委員会設置前に発生した衝突・乗揚事故

旧海難審判庁が平成元年から平成 20 年頃までに裁決を行った衝突、乗揚事故の情報を表示します。

ヒント：ハザード情報例

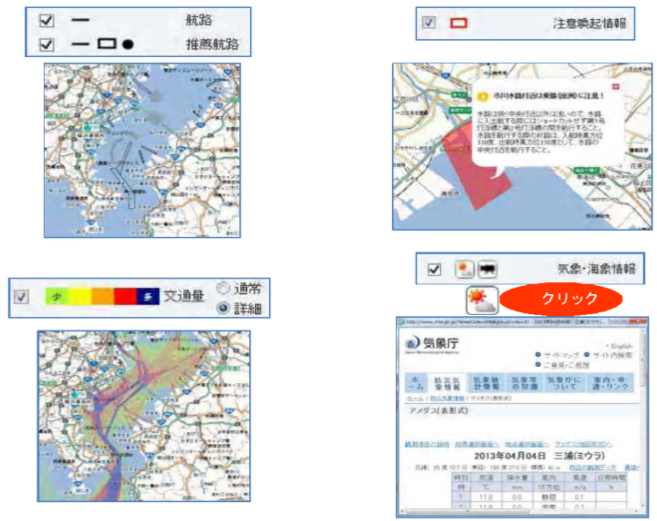

ヒント：地図を広く使う方法

① をクリックすると画面下部のリンク先が消えます。

② をクリックすると全画面表示になります。

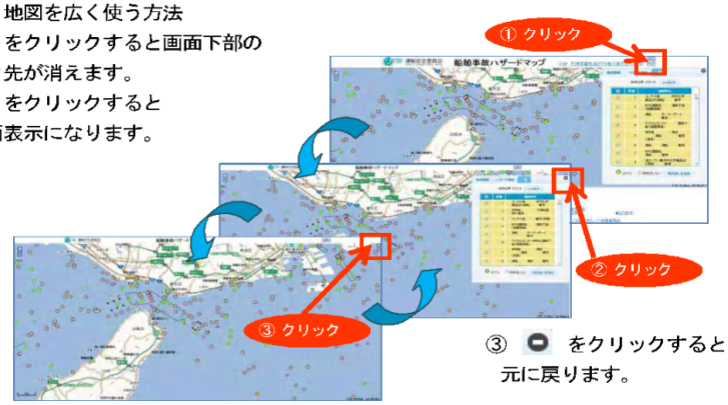

③ をクリックすると元に戻ります。

3 気象や波の情報を入手

検索トップ画面の下には、海上保安庁の沿岸域情報提供システム（ＭＩＣＳ）、国土交通省の全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）、気象庁の海上警報等の情報にリンクしています。

海面水温

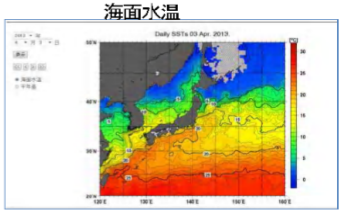

4 さいごに

今後、当委員会では、船舶事故ハザードマップの充実を目指すとともに、講習会等への参加や、船舶事故ハザードマップの活用方法等を説明させていただく機会があればお手伝いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

船舶事故ハザードマップに関するお問い合わせ先

国土交通省　運輸安全委員会事務局
吉岡・菊池
電話　03-5253-8823（直通）
FAX　03-5253-1680
E-mail：yoshioka-t58ae@mlit.go.jp、kikuchi-t28x@mlilt.go.jp

２ 東北地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1) 開 催 日　平成 25 年 6 月 10 日(火)
(2) 場　　所　塩釜市　塩釜港湾合同庁舎
(3) 出 席 者　別記のとおり
(4) 次第
　① 開会
　② 出席者代表挨拶　第二管区海上保安本部長
　③ 出席者紹介
　④ 議長挨拶
　⑤ 議　　案
　　第 1 号議案　平成 25 年度事業報告及び収支決算について
　　第 2 号議案　平成 26 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
　　その他
　⑥ 閉会

別　記

出席者名簿

順不同・敬称略

団体・機関名	代表者	出席者
船員災害防止協会東北支部	支部長　湯村　健介	事務局長　阿部　幸一
全日本海員組合東北地方支部	支部長　髙橋　雅幸	支部長　髙橋　雅幸
東北漁業無線協会	会長　佐藤　亮輔	欠席
東北港運協会	会長　大矢　卓	欠席
東北内航海員組合	理事長　湯村　健介	欠席
東北旅客船協会	会長　佐藤　昭夫	専務理事・事務局長 佐藤　健彦
(一社)日本マリン事業協会東北支部	支部長　藤崎　雅実	支部長　藤崎　雅実
NPO 法人 ﾊﾟｰｿﾅﾙｳｵｰﾀｰｸﾗﾌﾄ安全協会東北地方本部	本部長　中西　宏紀	事務局長　高田　照久
(公社)東北海事広報協会	会長　佐藤　昭夫	会長　佐藤　昭夫
(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会東北事務所	所長　竹原　哲也	所長　竹原　哲也
(一財)日本気象協会東北支局	支局長　佐伯　芳	支局長　佐伯　芳
㈱日本船舶職員養成協会東北	代表取締役　髙橋　雅洋	代表取締役　髙橋　雅洋
日本船用機関整備協会東北支部	支部長　荒井　誠二	事務局長　伊藤　隆雄
(公社)日本海海難防止協会	会長　坪井　鈴兒	欠席
(公財)海上保安協会東北地方本部	本部長　太田　喜一郎	本部長　太田　喜一郎
(一社)日本埋立浚渫協会東北支部	支部長　馬場　隆之	支部長　馬場　隆之

団体・機関名	代表者	出席者
青森県海難防止強調運動推進連絡会	会長　赤石　憲二	青森海上保安部交通課長 田中　良喜 八戸海上保安部交通課長 中川　隆司
岩手地区海難防止強調運動推進連絡会議	議長　上村　勝利	釜石海上保安部交通課長 相馬　雅
宮城地区海難防止強調運動推進連絡会議	議長　松浦　富雄	議長　松浦　富雄 宮城海上保安部交通課長 山口　雅弘
秋田県海難防止強調運動推進連絡会議	議長　山本　健藏	秋田海上保安部交通課長 畑中　春幸
山形県海難防止強調運動推進連絡会議	議長　宋　　雄司	酒田海上保安部交通課長 矢作　誠
福島県海難防止強調運動推進連絡会議	議長　中村　育世	福島海上保安部交通課長 菊池　孝夫
東北総合通信局	局長　奥　　英之	無線通信部航空海上課長 伊藤　良夫
東北地方整備局	局長　小池　　剛	港湾空港防災・危機管理課 課長　佐藤　久和
東北運輸局	局長　長谷川　伸一	海上安全環境部調整官 石川　光人
仙台管区気象台	台長　高瀬　邦夫	気象防災予報課長 渡辺　真二
運輸安全委員会事務局 仙台事務所	所長　岡田　信雄	事故調査調整官　松澤　寛
仙台地方海難審判所	所長　阿部　房雄	書記官　渡辺　健
第二管区海上保安本部	本部長　岩並　秀一	本部長　岩並　秀一 警備救難部長　藤井　伸弘 交通部長　菊田　信夫

第２号議案

平成 26 年度事業計画（案）

〔平成 26 年度全国海難防止強調運動東北地方実施計画〕

平成 26 年 6 月 10 日
東北地方海難防止強調運動推進連絡会議

1 東北地方の海難の現状

(1) 平成 25 年の海難発生状況

① 東北地方では、平成 25 年中に 133 隻の船舶が海難に遭遇し、1 名の死者・行方不明者が発生した。（海難隻数は暦年の数値。以下同じ）

② 船舶海難全体を種類別で見ると、依然として衝突海難が多く、全体の約 3 割近くを占め、用途別では、昨年同様、漁船、プレジャーボート、貨物船の順に多くなっている。また、作業船については、平成 20 年以降毎年 0 から 2 隻の間で推移していたが、平成 24 年は 8 隻と大幅に増加し、平成 25 年においては、さらに 11 隻と増加した。これらは本格化している港湾復旧工事に従事する船舶の増加等が要因として考えられる。

③ 死者・行方不明者を伴う船舶海難は、1 隻発生している。6 月 23 日、三陸沖太平洋上の漁場に向かっていたマグロ延縄漁船（19 ㌧、9 名乗組み）が、中南米向け航行中の自動車運搬船（58,250 ㌧、22 名乗組み）と衝突して、漁船の船体が分断し、8 名は救命筏に移乗して救助されたものの 1 名は行方不明となった。

(2) 過去 5 年間（平成 21 年から平成 25 年まで）の海難発生状況

① 東北地方では、過去 5 年間に 625 隻の船舶が海難に遭遇し、34 名の死者・行方不明者が発生している。

② 船舶海難全体を種類別で見ると、衝突海難が多く、全体の約 3 割を占め、用途別では、漁船、プレジャーボート、貨物船の順に多くなっている。

③ 死者・行方不明者を伴う船舶海難は、5 年間に 14 隻発生しており、うち約 4 割が転覆海難であった。用途別では、漁船が約 9 割、プレジャーボートが約 1 割となっている。

また、船舶海難による死者・行方不明者 34 名のうち 31 名が海中転落によるものである。

④ 船舶海難によらない乗船者の事故では、船舶からの海中転落による死者・行方不明者が 5 年間で 56 名発生しており、うち漁船からの海中転落者が約 7 割を占めている。

⑤ 船舶からの海中転落による死者・行方不明者 87 名のうち、約 8 割が救命胴衣未着用であった。

（資料 1 参照）

2 平成 26 年度東北地方運動方針

(1) 年間目標

① 平成 25 年度の目標達成状況

第 9 次交通安全基本計画（平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 ヵ年計画）における海上交通分野の目標として、

海難隻数を第 8 次計画期間（平成 18 年から平成 22 年）の年平均（2,473 隻）と比較し、平成 27 年までに、約 1 割削減（2,220 隻以下）

とすること等が定められたことを踏まえ、東北地方においても第 8 次計画期間中の海難隻数を参考に目標を定めることとした。

イ 海難隻数を、第 8 次計画期間で最も少なかった平成 22 年の海難隻数（122 隻）と比較して、1 割削減（109 隻以下）とする。

東北地方の平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間の海難隻数は合計 815 隻であり、海難隻数が毎年減少していたこと、また、年平均（163 隻）の 1 割削減（146 隻）を下回る隻数が 2 年続けて維持されている状況であったことから、平成 23 年から平成 27 年までの年間目標を、第 8 次計画期間内で最も少なかった平成 22 年の海難隻数 122 隻の 1 割削減（109 隻）と定めていた。しかし平成 25 年においては、漁船やプレジャーボート・遊漁船及び作業船の海難が増加し、目標値を上回る 133 隻となった。

ロ 死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数を 3 隻以下とする。

死者・行方不明者を伴う海難の減少を目的とした数値目標を定めることとし、第 8 次計画期間である平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間の海難隻数は合計 27 隻であり、年平均（5.4 隻）を 1 割削減（4.9 隻）するため、平成 23 年の年間目標を 5 隻未満とし、平成 24 年についても同じく 5 隻未満とした。平成 25 年においては、2 年続けて 4 隻以下の目標を達成したことから、さらに数値を減じて 3 隻以下とすることを目標とし、結果としては漁船 1 隻の発生であった。

目標達成状況

項　目	目標値	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平均
海難隻数	109 隻以下	100 隻	136 隻	133 隻	123 隻
死者・行方不明者を伴う海難隻数	3 隻以下	3 隻	4 隻	1 隻	2.7 隻

平成 25 年の海難隻数は、平成 24 年に引続き、目標値を大幅に超える結果となった。

死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数については、1 隻ということで数値目標を達成したが、一昨年に発生した貨物船 NIKKEI TIGER と漁船堀栄丸の衝突海難と同様に平成 25 年の 6 月及び 11 月に三陸沖太平洋上の漁場において、マグロ延縄漁船と北太平洋航路を航行する自動車運搬船等大型貨物船が衝突するという海難が発生し、乗組員 1 名が行方不明となっている。同海域では、同様の衝突海難が発生した場合には、多数の死亡・行方不明に至る危険性を有している。

② 平成 26 年度の目標

海難隻数については、前年度に引き続き 109 隻以下とすることを目標とする。

死者・行方不明者を伴う海難隻数については、3 年続けて 4 隻以下の目標を達成

し、平均が 2.7 隻であったことから、平均値以下の 2 隻以下とすることを目標とする。なお、以後、平成 27 年まで 2 年続けて目標を達成した場合、第 8 次計画期間である平成 18 年から平成 22 年までの累計（27 隻）の 1 割以上の削減を達成することとなる。

イ　海難隻数を 109 隻以下とする。

ロ　死者・行方不明者を伴う海難隻数を 2 隻以下とする。

（資料 2 参照）

(2) 重点事項

平成 26 年度全国海難防止強調運動実施計画における平成 26 年度から平成 28 年度までの重点事項は次のとおり。

①「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

②「プレジャーボートの発航前点検の徹底」

③「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

東北地方実施計画における独自の重点事項は次のとおり。

④「東日本大震災による東北太平洋沿岸の航行環境の変化に対する適切な対応」（継続）

⑤「北太平洋航路における衝突海難防止の取り組み」（新規）

(3) 推進項目

① 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

イ　常時適切な見張りの徹底

見張り不十分による衝突海難は、衝突海難全体の 5 割以上を占めており、依然として後を絶たない状況にある。船舶との衝突における相手船の視認状況を見ると、「衝突まで気付かなかった」又は「衝突直前に気付いた」ものが約 8 割を占めていることから、常時適切な見張りの徹底をはかる。

ロ　船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

・早めに相手船にわかりやすい動作をとる

・VHF や汽笛信号等を活用する

・AIS 情報の活用と正しい情報の入力

② 「プレジャーボートの発航前点検の徹底」に関する推進項目

プレジャーボートによる海難は全体の 4 割以上を占め、機関故障海難を中心に増加傾向にある。原因では、船体機器整備不良によるものが顕著に多いことから発航前に船体・機関等の点検を行うことの徹底を図る。

③ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

海中転落した乗船者の安全を確保するため

・海に浮く

・速やかな救助要請

という 2 点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船について自己救命策（ライフジャケット常時着用、連絡手段の確保、118 番等緊急電話番号の普及）確保に関する周知の徹底を図る。

④ 「東日本大震災による東北太平洋沿岸の航行環境の変化に対する適切な対応」に関する推進項目

イ　被災港湾の復旧・復興の推進に伴い増加する港湾工事・作業に関する水路通報、航行警報、MICS 等による情報の入手

ロ　防波堤等港湾施設の損壊による港内静穏度の悪化等を考慮した入港中の荒天時対策の徹底（係留強化、早期の沖出し避難、静穏な港への避泊等）

ハ　工事・作業に従事する作業船等の安全対策の徹底（錨泊時も含めた見張りの徹底、適切な灯火等の表示等）

ニ　レジャー活動活発化に伴う事故の防止（MICS 等による気象海象情報の入手、マリンセーフティガイド等による安全指導）

⑤ 「北太平洋航路における衝突海難防止の取り組み」に関する推進項目

イ　かつお・まぐろ漁船等関係船舶が水揚げ等で入港した際、訪船して見張りの徹底等衝突海難の防止を指導するとともに当該船舶の船主等関係団体への注意喚起を依頼する。

ロ　北太平洋航路を航行する外航船舶に AIS メッセージにより、操業漁船との衝突防止に関する情報提供を行う。

ハ　三陸東方沖合いの北太平洋航路付近海域で操業するかつお・まぐろ漁船等関係漁船に対して、漁業無線局から見張りの徹底等海難防止にかかる注意喚起を実施する。

（資料 2 参照）

3　運動期間

平成 26 年 7 月 16 日（水）から 7 月 31 日（木）までの 16 日間

4　実施体制

(1) 地方の実施体制

東北地方においては、東北地方海難防止強調運動推進連絡会議（以下「地方連絡会議」という。）が官民一体となり各地区と連携を密にしながら運動を推進する。

(2) 地区の実施体制

東北各地区においては、関係機関、海事・漁業関係団体等で構成する各地区海難防止強調運動推進連絡会議等（以下「地区連絡会議」という。）が官民一体となり運動を推進する。

5　実施事項

地方連絡会議及び地区連絡会議は、次の事項を取入れて効率的な運動を推進する。

(1) 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、広く国民一般を対象とし、周知・広報媒体を積極的に活用したＰＲ活動を実施する。なお、活動にあたっては、サブタイトル「海の事故ゼロ　キャンペーン」を用いて、運動の更なる浸透を図る。

① テレビ、ラジオ、新聞、地方自治体の広報誌等を通じた本運動の広報の実施

② 連絡会議の構成員及び団体傘下企業等の発行する新聞、広報誌等による本運動の広報の実施

③ 官公署、駅構内、海図販売店、マリーナ、漁協等国民の目につきやすい場所への

ポスターの掲示

④　官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内、マリーナ等における、場内放送等による本運動の趣旨の周知

⑤　ホームページ、MICS、電光掲示板等を利用した本運動の周知

⑥　海の相談室（臨時に開設するものを含む。）へのポスターの掲示、関連する各種パンフレット・リーフレットの備え付け、自己救命策確保関係の展示等による本運動の周知

(2) 安全に関する指導、教育、訓練

①　訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、人命救助訓練等の実施

②　連絡会議の構成員及び各団体傘下企業等を通じた重点事項をはじめとした安全確保についての周知、指導

6　効果評価の実施等

地方連絡会議及び各地区連絡会議は、本強調運動の海難防止に対する効果評価をできる限り数値的に行い、的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう検証に努め、必要な見直しを行うこととする。

7　その他

(1) 海難防止啓発用グッズを作成し、効果的な広報活動を実施する。

(2) 東日本大震災により被災した地域においては、地域の復旧・復興状況を踏まえて活動を実施する。

期間中の各種活動の画像

仙台駅前における海難防止 PR 活動
【第二管区海上保安本部・宮城海上保安部】

鮫角灯台一般公開・一日灯台長任命式
【八戸海上保安部】

巡視船ざおう体験航海
【秋田海上保安部】

LGL との合同安全指導
【気仙沼海上保安署】

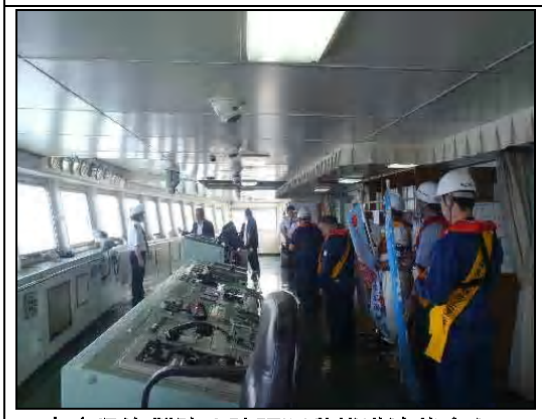

青森県海難防止強調運動推進連絡会との訪船指導【青森海上保安部】

一日海上保安部長によるポスター配布
【福島海上保安部】

LGL（ライフガードレディース）とは、漁業関係者等へ救命胴衣の着用を呼びかける婦人ボランティアの方々のことです。

東北地方の海難の現状

【平成25年における海難発生状況】
【平成21年から平成25年の過去5年における海難発生状況】

【平成25年における発生状況】

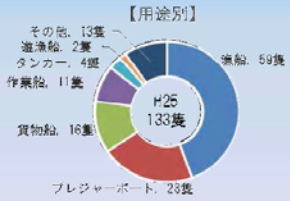

	漁船	プレジャーボート	貨物船	作業船	タンカー	遊漁船	その他	計
衝突	12	6	8	2	2	2	4	36
運航阻害	14	5						19
機関故障	3	9			1		2	15
乗揚	9	2		2				13
転覆	1	1	6	1			3	12
浸水	4	2		5				11
推進器障害	7			1			1	9
安全阻害			2		1		1	4
行方不明	2	1						3
火災	3							3
乗揚障害	1							1
船舶その他	3	2					2	7
計	59	28	16	11	4	2	13	133

（注）
1　用途の「作業船」とは、浚渫船、杭打ち船、起重機船、警戒船、潜水作業船
2　用途の「その他」とは、曳船、押船、台船、はしけ、クレーン船など
3　海難種類の「その他」とは、有人漂流、技術不足など
4　「プレジャーボート」とは、スポーツ又はレクリエーションに用いられるヨット、モーターボート等
5　「運航阻害」とは、バッテリーの過放電、ガス欠、オールの紛失及び無人での漂流
6　「安全阻害」とは、転覆に至らない船体の傾斜、座礁及び荒天による難航

【平成25年における死者・行方不明者の発生状況】

用途：漁船1隻
死者・行方不明者数：1人

事例　6月23日、太平洋上で漁船と自動車運搬船の衝突海難（1名行方不明）
平成25年6月23日、金華山の南東160海里付近の海上で、塩釜漁港を出港して漁場向け航行中のマグロ延縄漁船（19トン、9名乗組み）と川崎港を出港して中南米向け航行中の自動車運搬船（58,250トン、22名乗組み）が衝突した。衝突により漁船の船体は船首部、船尾部に分断され、船首部は海上に浮流していたが、船尾部については、損傷箇所から海水が浸入し半没状態となった。船長を除く乗組員8名については、膨張式救命筏に乗り移り、後に僚船に救助されたが、船長は行方不明となった。

【過去5年間における発生状況】

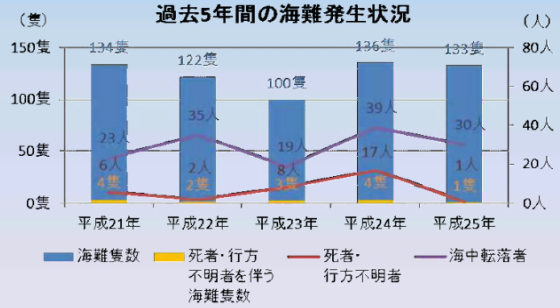

	船舶海難					船舶海難によらない乗船者の海中転落		海中転落による死者・行方不明者の合計
	海難隻数	死者・行方不明者を伴う海難隻数	死者・行方不明者	海中転落者	海中転落による死者・行方不明者	海中転落者	海中転落による死者・行方不明者	
	（隻）	（隻）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
平成21年	134	4	6	23	5	22	14	19
平成22年	122	2	2	35	2	20	11	13
平成23年	100	3	8	19	8	13	6	14
平成24年	136	4	17	39	15	9	6	21
平成25年	133	1	1	30	1	24	19	20
総計	625	14	34	146	31	88	56	87
年平均	125	2.8	6.8	29.2	6.2	17.6	11.2	17.4

【過去5年間における種類別、用途別発生状況】

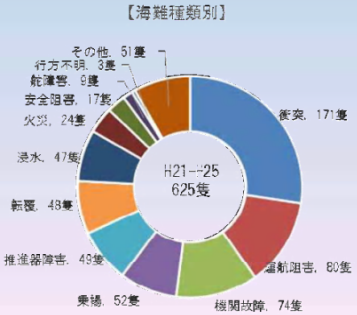

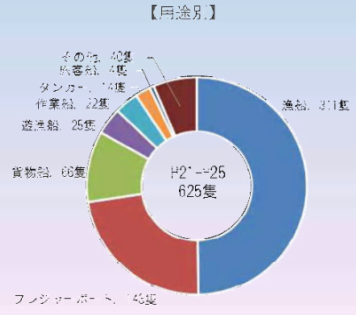

・海難種類別では、衝突海難が多く、全体の約3割を占め、次いで運航阻害、機関故障となっている。
・用途別では、漁船が約5割、次いでプレジャーボートが約2割、貨物船が約1割を占めている。

【過去5年間における死者・行方不明者を伴う海難発生状況】

海難種類別

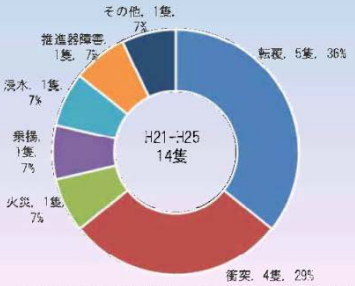

用途別

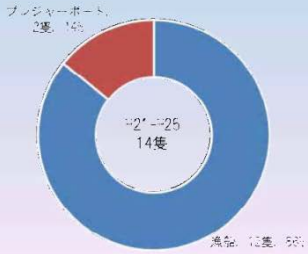

・海難種類別では、転覆によるものが約4割と最も多い。
・用途別では、漁船が約9割、次いでプレジャーボートが約1割となっている。
・死者・行方不明者は、34名であり、うち31名が海中転落によるもの。

【過去5年間における海中転落による死者・行方不明者の発生状況】

【船舶海難によるもの】
用途別

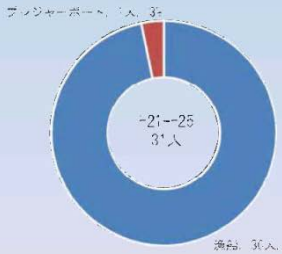

【船舶海難によらないもの】
用途別

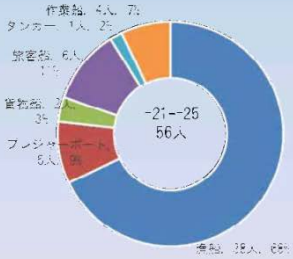

・海難によるものでは、漁船海難によるものがほとんどを占めている。
・海難によらないものでは、漁船からの転落によるものが約7割となっている。

【海中転落による死者・行方不明者のライフジャケット着用状況】
ライフジャケット着用状況

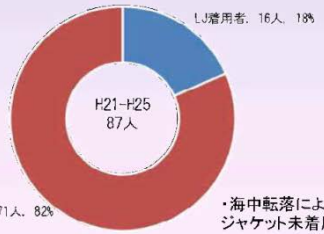

・海中転落による死者・行方不明者の約8割は、ライフジャケット未着用であった。

【平成25年における小型船舶による発生状況】

【海難種類別】

【用途別】

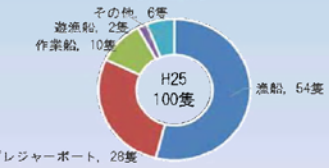

	漁船	プレジャーボート	作業船	遊漁船	その他	計
衝突	10	6	1	2	1	20
運航阻害	14	5				19
転覆	9	2	2			13
機関故障		9			2	11
浸水	4	2	5			11
推進器障害	7		1		1	9
行方不明	2	1				3
乗揚	1	1	1			3
火災	3					3
舵障害	1					1
その他	3	2			2	7
計	54	28	10	2	6	100

（注）
1 用途の「作業船」とは、浚渫船、杭打ち船、起重機船、警戒船、潜水作業船
2 用途の「その他」とは、曳船、押船、台船、はしけ、クレーン船など
3 海難種類の「その他」とは、有人漂流、技術不足など
4 「プレジャーボート」とは、スポーツ又はレクリエーションに用いられるヨット、モーターボート等
5 「運航阻害」とは、バッテリーの過放電、ガス欠、オールの紛失及び無人での漂流

３ 海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議

(1) 開 催 日　平成 26 年 6 月 18 日(水)
(2) 場　　所　舞鶴市　舞鶴グランドホテル
(3) 出 席 者　別記のとおり
(4) 会議次第
　① 開式の辞
　② 議長挨拶
　③ 第八管区海上保安本部長挨拶
　④ 議題
　　イ 平成 25 年度の海難防止強調運動及び海難発生状況について
　　① 海難防止強調運動の実施結果について
　　② 船舶海難の発生状況について
　　ロ 平成 26 年度海難防止強調運動実施計画(案)等について
　　① 日本海西部地方海難防止強調運動基本計画(案)について
　　② 平成 26 年度日本海西部地方海難防止強調運動実施計画(案)について
　　ハ その他
　⑤ 閉式の辞

別　記

出席者名簿

(順不同・敬称略)

〈構成員〉

日本海西部地方推進連絡会議　議長	佐々木　新一郎
福井地区　代表	藤　田　紀　雄
京都地区　代表	松　本　直　樹
兵庫北地区　代表	(　欠　　席　)
境地区　代表	相　田　　仁
石見地区　代表	宮　下　義　重
第八管区海上保安本部長	檜　垣　幸　策
公益社団法人日本海海難防止協会　会長	(　欠　　席　)
公益財団法人海上保安協会舞鶴地方本部　事務局長	一　瀬　光　孝

〈関係職員〉

第八管区海上保安本部　交通部長	岡　島　史　典
第八管区海上保安本部　救難課長	米　本　勝　成
第八管区海上保安本部　安全課長	三　宅　光　成
第八管区海上保安本部　企画課長補佐	西　澤　伸　広
第八管区海上保安本部　安全課専門官	兒　島　誠二郎
敦賀海上保安部　交通課長	寺　﨑　真　司
舞鶴海上保安部　交通課長	岩　﨑　信　之

境海上保安部　交通課長　　山　﨑　泰　志
浜田海上保安部　交通課長　　上　原　新　功

〈事務局〉

公益財団法人海上保安協会舞鶴地方本部

平成25年

船舶海難発生状況

平成26年度
海難防止強調運動

日本海西部地方推進連絡会議

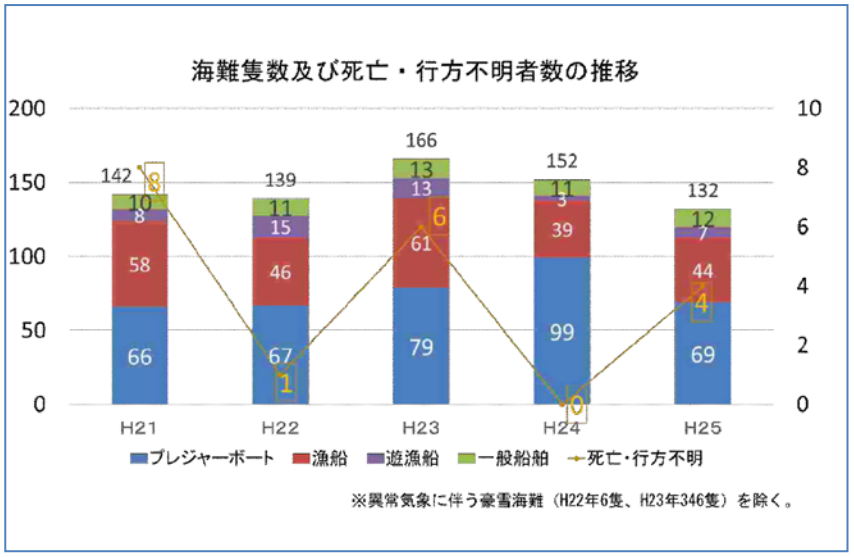

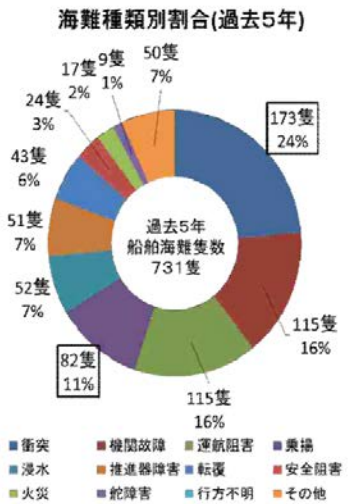

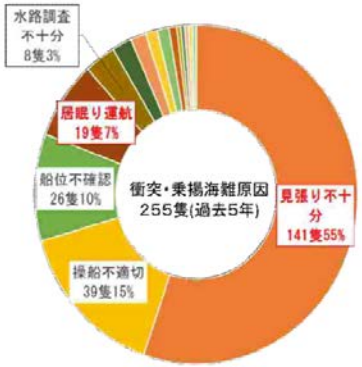

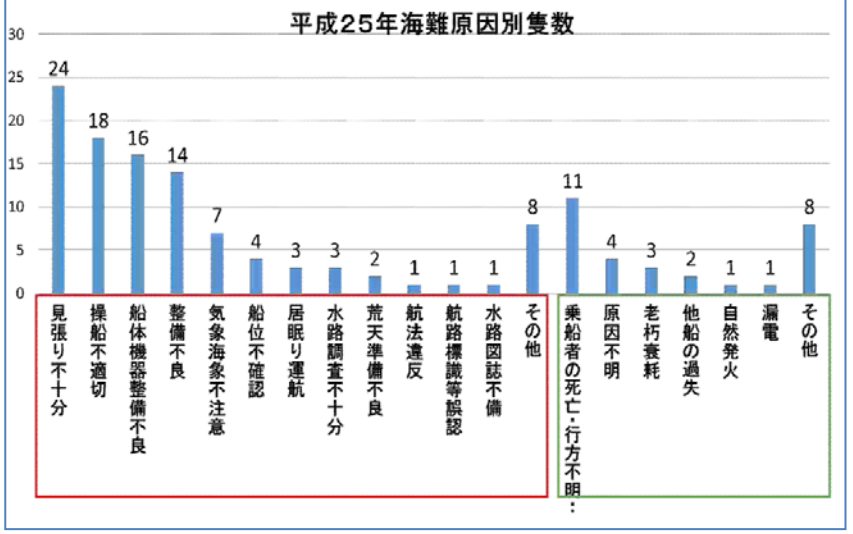

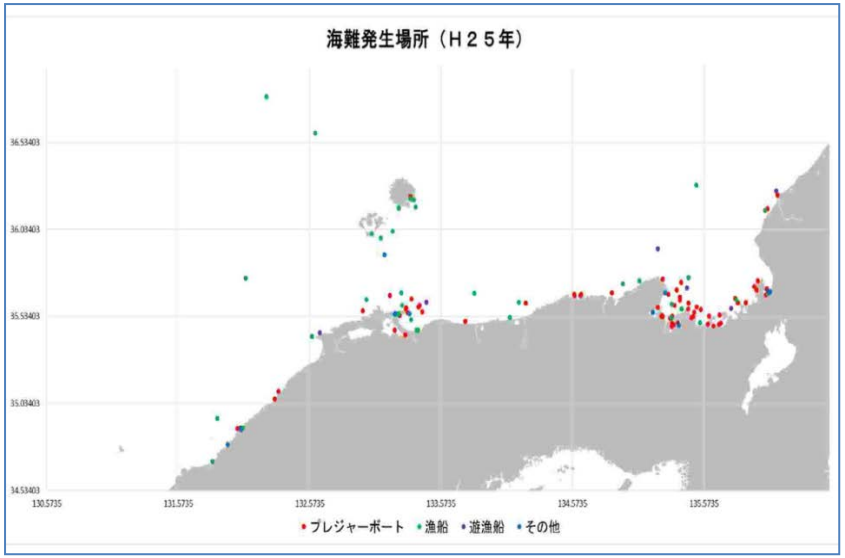
海難発生場所（Ｈ２５年）
プレジャーボート
漁船
遊漁船
その他

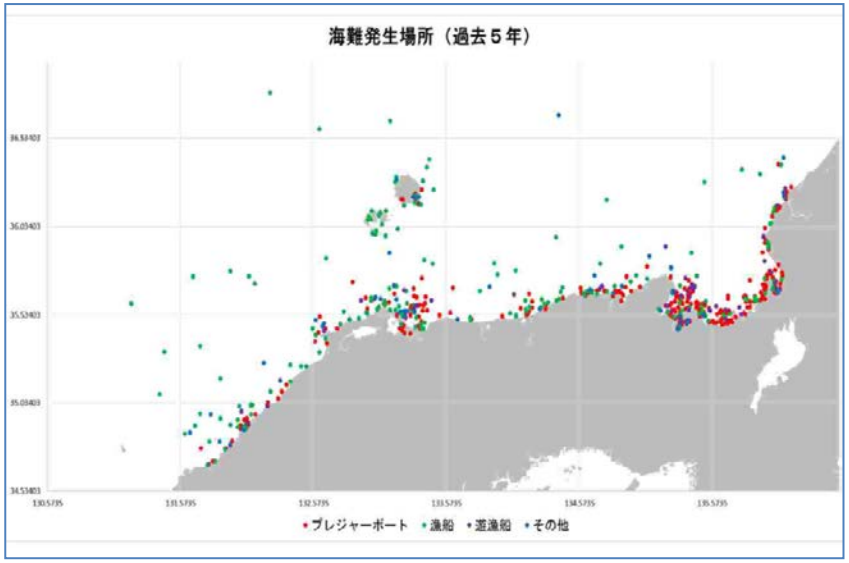
海難発生場所（過去５年）
プレジャーボート
漁船
遊漁船
その他

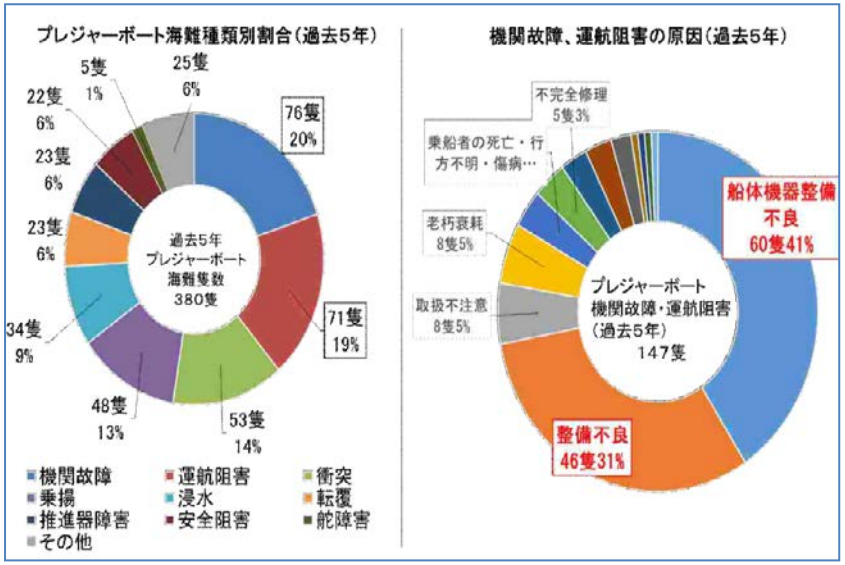
プレジャーボート海難種類別割合（過去5年）
過去5年
プレジャーボート
海難隻数
380隻
76隻
20%
71隻
19%
53隻
14%
48隻
13%
34隻
9%
23隻
6%
23隻
6%
22隻
6%
5隻
1%
25隻
6%
機関故障
運航阻害
衝突
乗揚
浸水
転覆
推進器障害
安全阻害
舵障害
その他
機関故障、運航阻害の原因（過去5年）
プレジャーボート
機関故障・運航阻害
（過去5年）
147隻
船体機器整備
不良
60隻41%
整備不良
46隻31%
取扱不注意
8隻5%
老朽衰耗
8隻5%
乗船者の死亡・行
方不明・傷病…
不完全修理
5隻3%

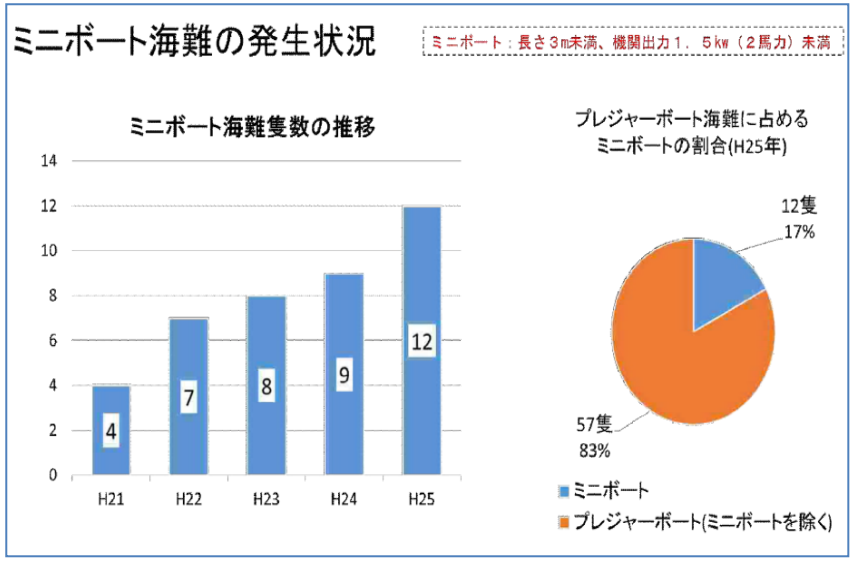
ミニボート海難の発生状況
ミニボート：長さ３m未満、機関出力１．５kw（２馬力）未満
ミニボート海難隻数の推移
14
12
10
8
6
4
2
0
4
7
8
9
12
H21
H22
H23
H24
H25
プレジャーボート海難に占める
ミニボートの割合(H25年)
12隻
17%
57隻
83%
ミニボート
プレジャーボート(ミニボートを除く)

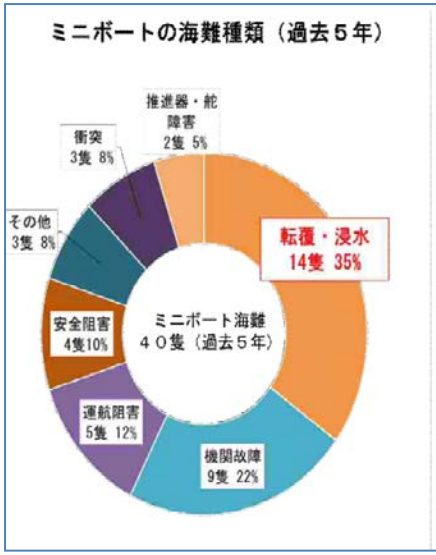
ミニボートの海難種類（過去５年）
ミニボート海難
４０隻（過去５年）
転覆・浸水
14隻 35%
機関故障
9隻 22%
運航阻害
5隻 12%
安全阻害
4隻10%
その他
3隻 8%
衝突
3隻 8%
推進器・舵
障害
2隻 5%

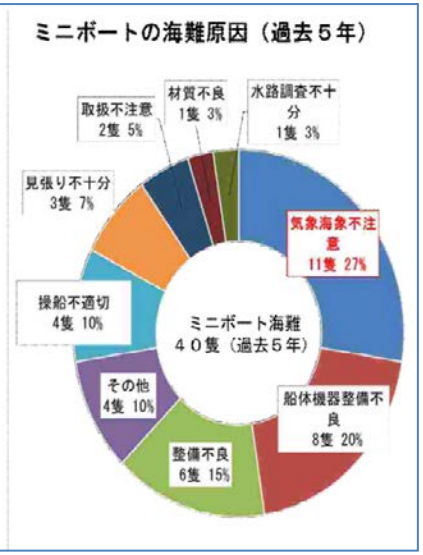
ミニボートの海難原因（過去５年）
ミニボート海難
４０隻（過去５年）
気象海象不注
意
11隻 27%
船体機器整備不
良
8隻 20%
整備不良
6隻 15%
その他
4隻 10%
操船不適切
4隻 10%
見張り不十分
3隻 7%
取扱不注意
2隻 5%
材質不良
1隻 3%
水路調査不十
分
1隻 3%

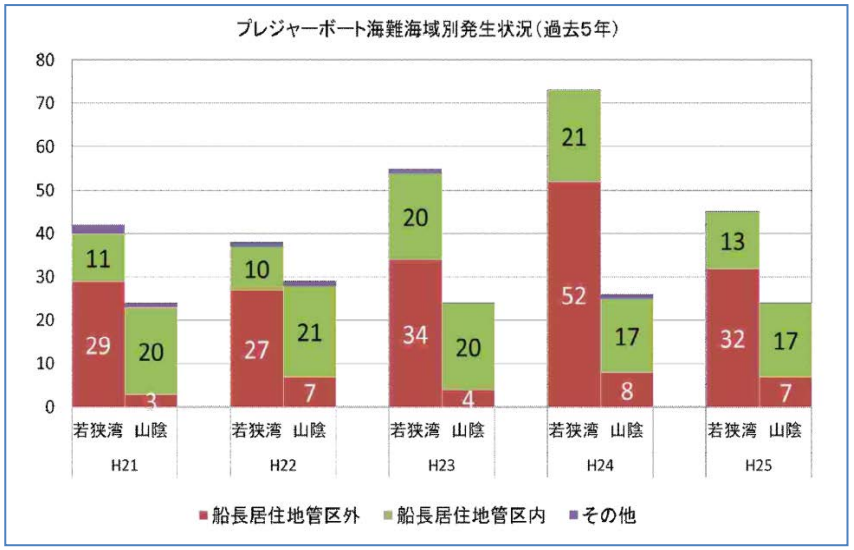
プレジャーボート海難海域別発生状況（過去5年）
80
70
60
50
40
30
20
10
0
若狭湾 山陰
H21
若狭湾 山陰
H22
若狭湾 山陰
H23
若狭湾 山陰
H24
若狭湾 山陰
H25
29
20
11
3
27
21
10
7
34
20
20
4
52
17
21
8
32
17
13
7
船長居住地管区外
船長居住地管区内
その他

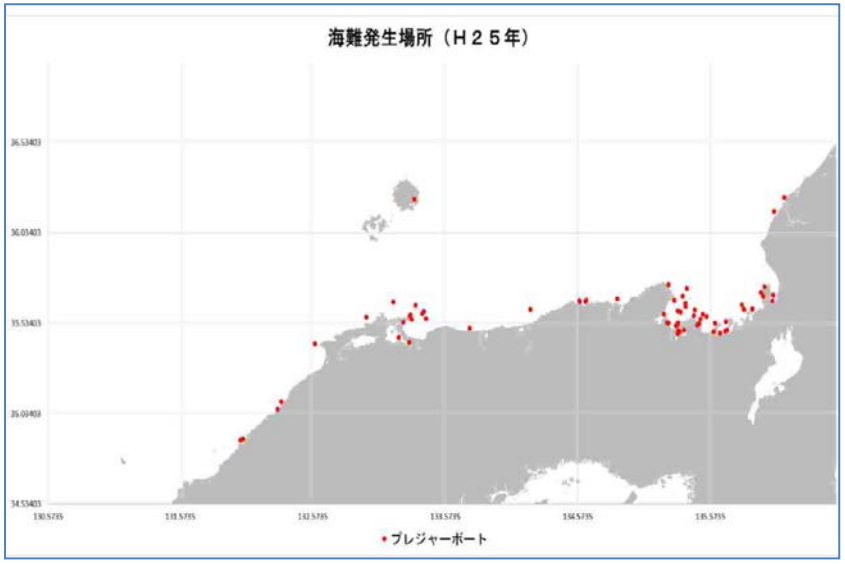
海難発生場所（Ｈ２５年）
プレジャーボート

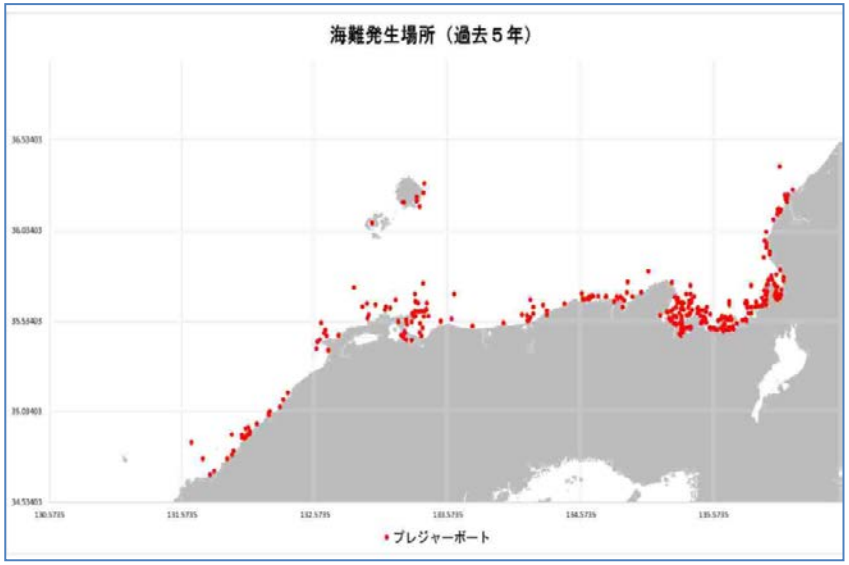
海難発生場所（過去５年）
プレジャーボート

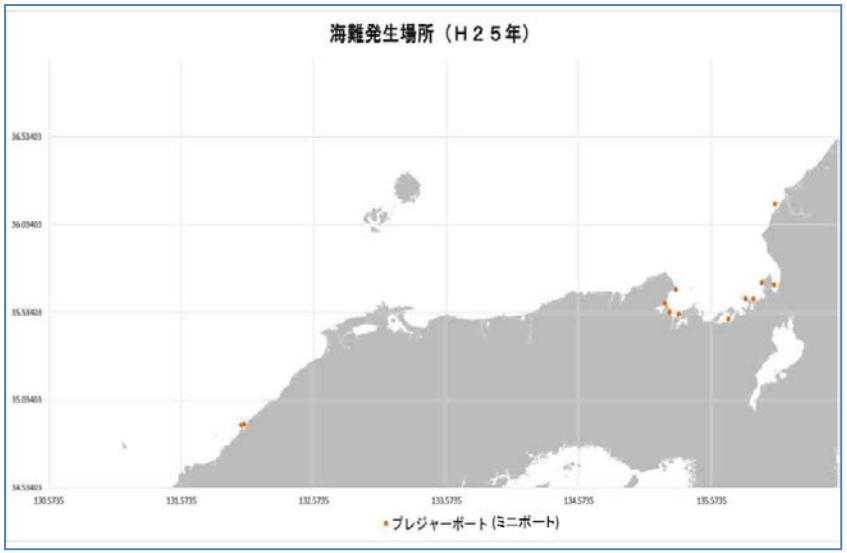
海難発生場所（Ｈ２５年）
プレジャーボート (ミニボート)

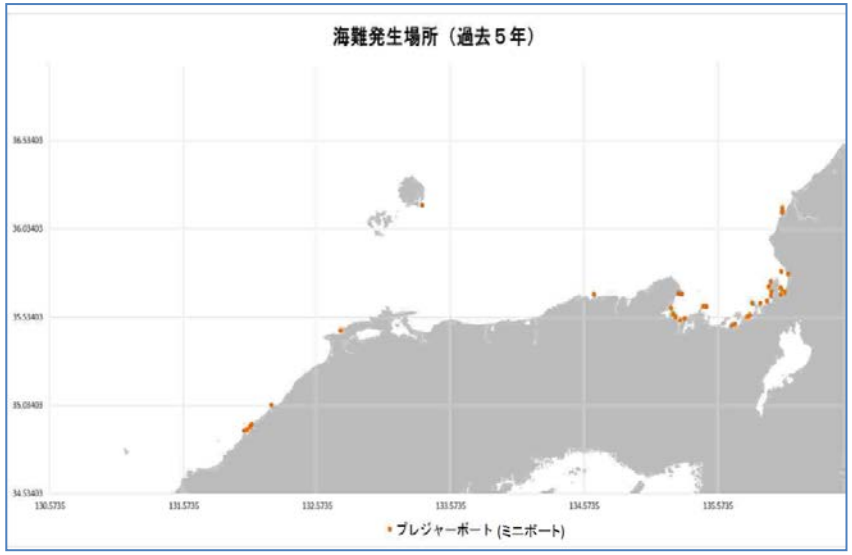
海難発生場所（過去５年）
プレジャーボート (ミニボート)

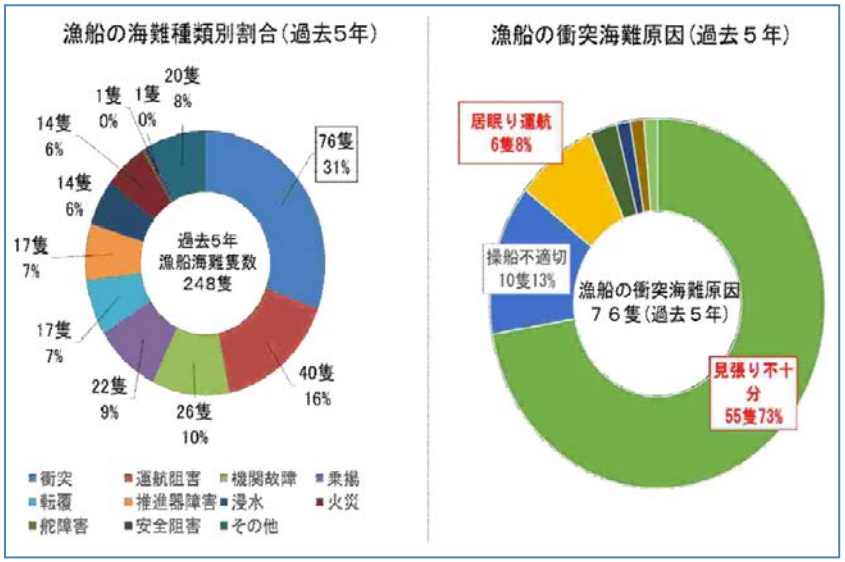
漁船の海難種類別割合（過去5年）
過去5年
漁船海難隻数
248隻
76隻
31%
40隻
16%
26隻
10%
22隻
9%
17隻
7%
17隻
7%
14隻
6%
14隻
6%
1隻
0%
1隻
0%
20隻
8%
衝突
運航阻害
機関故障
乗揚
転覆
推進器障害
浸水
火災
舵障害
安全阻害
その他
漁船の衝突海難原因（過去５年）
漁船の衝突海難原因
７６隻（過去５年）
居眠り運航
6隻8%
操船不適切
10隻13%
見張り不十分
55隻73%

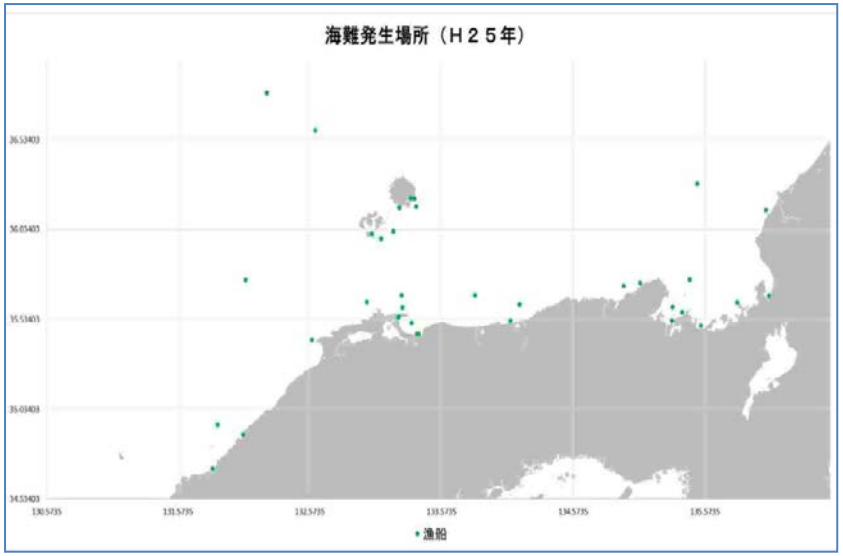

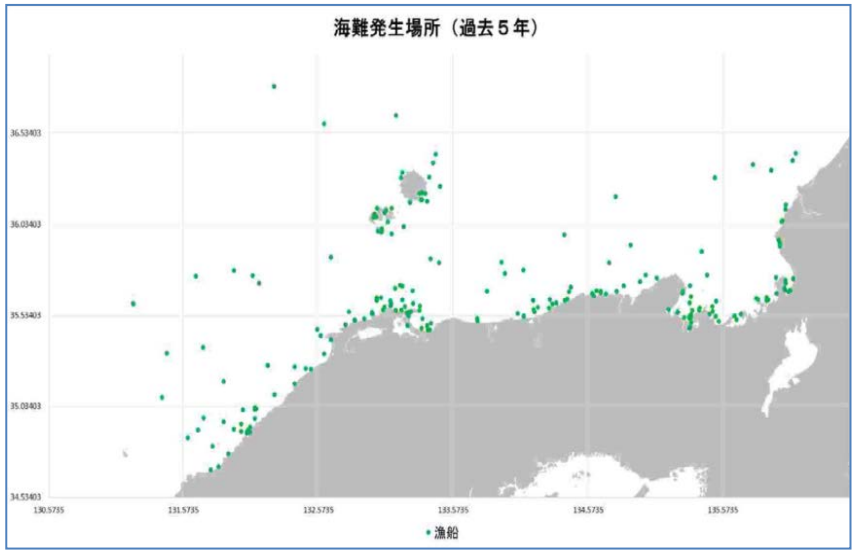

まとめ

・プレジャーボート、漁船、遊漁船（小型船舶等）の海難が全体の約9割。

・海難全体では衝突が最も多く、乗揚も含め、その原因は、見張り不十分、居眠り運航が約6割。

・プレジャーボートでは、機関故障及び運航阻害が多く、その原因は、船体や機関の整備不良が約7割。

・ミニボートの海難は年々増加しており、気象海象不注意による海難が多い。

・プレジャーボートでは京阪神等遠隔地からの来訪者による海難の割合が高い。

・漁船では衝突が最も多く、その原因は見張り不十分、居眠りによるものが8割を超える。

日本海西部地方海難防止強調運動基本計画

平成２６年６月１８日
海難防止強調運動
日本海西部地方推進連絡会議

１　運動の趣旨

日本海西部地方（第八管区海上保安本部管内）は、東西に長い海岸線を有し、沿岸部においては格好の磯釣り場、海水浴場が多く、特に夏季レジャーシーズンには中京圏、京阪神圏及び山陽地方等から多数のレジャー客が訪れ、プレジャーボート等小型船舶の周遊をはじめとする多様なマリンレジャー活動が盛んに行われている。また、沿岸及び沖合に好漁場を擁し、漁業活動が周年にわたり活発であり、特に毎年９月から解禁となる底引き網漁をはじめとする沖合漁業は、秋季から冬季にかけての需要期に各種漁船の稼働期が集中している。

これらを背景に、日本海西部地方においては、特にプレジャーボート、漁船による海難が多発している状況にあり、その原因の多くが、見張り不十分、気象・海象に対する不注意といった人為的要因に起因するものである。

このようなことから、日本海西部地方における海難防止強調運動については、海難発生状況及び地域的な特性を踏まえ、効果的な方法により海難防止に関する知識を普及させることを目的に、海事関係者のほか広く国民を対象とした官民一体の運動を夏季及び秋季に展開して、海難の発生の防止に寄与しようとするものである。

２　運動期間

（１）全国海難防止強調運動　７月１６日（水）～７月３１日（木）
（２）漁船海難防止強調運動　９月１６日（火）～９月３０日（火）

３　主催者

公益社団法人　日本海海難防止協会
公益財団法人　海上保安協会舞鶴地方本部
第八管区海上保安本部

４　実施体制

（１）地方の体制
本基本計画に基づき、海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議が年度ごとに実施計画を策定する。

（２）地区の体制
各地区の海難防止強調運動推進連絡会議が（１）の実施計画に基づき各地区の特性を勘案した具体的実施計画を策定し運動を実施する。

５　実施事項

海難防止強調運動の期間中における実施事項は、次のとおりとし、実施計画において詳細を定めるものとする。

なお、これ以外の事項であっても各地区の特性を勘案して各運動の趣旨を達成するために有効と考えられる活動等を実施する。

（１）広報活動
（２）各種行事等（海難防止功労者の表彰を含む。）
（３）安全に関する指導等

平成２６年度日本海西部地方海難防止強調運動実施計画

平成２６年６月１８日
海難防止強調運動
日本海西部地方推進連絡会議

「日本海西部地方海難防止強調運動基本計画」に基づき、平成２６年度の運動を次のとおり実施する。

１　全国海難防止強調運動

日本海西部地方では、プレジャーボート、遊漁船及び漁船（以下、小型船舶等）の海難が依然として多く、過去５年の海難統計で全体の９２％を占めていることを踏まえ、これら小型船舶等の海難隻数を減少させることに、特に主眼をおいて運動を展開する。

（１）実施期間

平成２６年７月１６日（水）から３１日（木）までの１６日間

（２）重点事項

①「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

②「プレジャーボートの発航前点検の徹底」

③「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

（３）推進項目

①「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

ア　常時適切な見張りの徹底

日本海西部地方では、乗揚及び衝突海難が海難種類別の上位（過去５年の海難統計で全体の３５％）を占めており、その原因の６２％が「見張り不十分」及び「居眠り運航」によるものであるため、航行中のみならず常時、適切な見張りを徹底する。

イ　船舶間コミュニケーションの促進

早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握し、適切な操船を実施するために、次の事項を促進する。

・早めに相手船にわかりやすい動作をとる

・ＶＨＦや汽笛信号等を活用する

・ＡＩＳ（船舶自動識別装置）の活用と正しい情報を入力する

②「プレジャーボートの発航前点検の徹底」

日本海西部地方では、プレジャーボートによる海難は過去５年の海難統計で全体の５２％を占めており、その原因の多くに整備不良等による「機関故障」やバッテリー過放電・燃料欠乏等で船舶の運航ができなくなることによる「運航阻害」があることから、発航前の船体、機関等の点検を徹底する。

③「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

乗船者の海中転落による死亡、行方不明を減少させるのに有効なライフジャケットの確実な着用を徹底するとともに、緊急時の救助要請を確実に通報するため、防水パックを併用した携帯電話等の連絡手段の携行及び緊急通報用電話番号「１１８番」の認知度の向上を促進する。

④「気象海象等の情報把握と情報ソースの適切な活用」

小型船舶等の海難では、強風によるミニボートや手漕ぎボートの帰還不能が頻発しており、出港前はもとより出港後においても、沿岸域情報提供システム（以下「ＭＩＣＳ」）、気象サイト等の情報ソースを活用して常に海上での活動に関連する情報を入手し、荒天時や天候の悪化が予想されるときの出港見合わせ又は早期帰港、活動海域の安全性などの的確な判断を促進する。

（４）実施事項

本会議並びに地区連絡会議構成機関団体及びその傘下機関団体（以下「関係団体」という。）は、連携して次の事項を実施する。

①　広報活動

ア　本連絡会議の関係団体の各施設のほか、中京、京阪神、山陽地区から来訪するマリンレジャー愛好者を対象に、鉄道駅構内、電車内、道

の駅、高速道路サービスエリア、フェリーターミナル、ショッピングモール、コンビニエンスストアなど、多数の行楽客が往き来する場所へのポスター、横断幕、のぼり、電光掲示板等の掲示及びパンフレット配布による普及啓発を行う。

イ　ＭＩＣＳ「緊急情報配信サービス」の概要を周知し、配信手段である電子メールの利用者登録の勧誘を行う。

ウ　テレビ、ラジオ局、ケーブルテレビ、町内放送、新聞、釣り雑誌、地方自治体の広報誌等への出演又は掲載による普及啓発を行う。

エ　関係団体が運営するホームページを活用した本運動の周知のほか、リンク設定による第八管区海上保安本部等のＭＩＣＳ及びヒヤリハット情報等のサイトへのアクセスを促進することによる普及啓発を行う。

オ　フェリー等の船内、フェリーターミナルやマリーナ等での場内放送による普及啓発を行う。

②　各種行事

市街地のレジャー関連施設における海難防止強調運動イベントを開催し、または、各地区で開催されるイベントに参加することによって、前記①記載の広報活動の各項目の効果的な普及啓発を行う。

③　安全に関する指導等

ア　海事関係機関と連携した小型船等に対する訪船指導を実施する。

イ　学校、漁業協同組合等、民間団体への海難防止講習会、安全講習会、海上安全教室、水難救済ボランティア教室、人命救助訓練等を実施する。

ウ　海上安全指導員と各海上保安部署との合同パトロール等を実施する。

エ　ミニボートや手漕ぎボートの愛用者及び愛好団体等に対して指導、安全講習会等を実施する。

2　漁船海難防止強調運動

日本海西部地方で漁業活動が活発になり、また、日本海の気象・海象条件が厳しくなる冬季を前に、漁業関係者に対する安全意識を高揚させるとともに、特に漁船の海難における死亡、行方不明者を減少させることに主眼をおいて重点事項を定め運動を展開する。

（１）実施期間

平成２６年９月１６日（水）～３０日（火）までの１５日間

（２）重点事項

漁船の安全対策の徹底

（３）推進項目

①「常時適切な見張りの徹底」

日本海西部地方では、漁船による海難のうち「衝突」が最も多く過去５年の海難統計で３１％を占めており、その原因は、諸作業により操舵室を離れたり、作業に気をとられたこと等による「見張り不十分」及び「居眠り運航」によるものであるため、航行中のみならず操業時及び操業休息時を含めた漁労活動中の常時、適切な見張りを徹底する。

②「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」

操業中の漁船員の海中転落による死亡、行方不明者や甲板上での転倒など不注意による負傷者を減少させるのに有効なライフジャケット、ヘルメットなどの保護具の確実な着用を徹底するとともに、小型漁船に一人乗り組み操業中に海中転落したとしても、直ちに自力で船上に這い上がることができるよう縄梯子の備付けを促進する。

また、緊急通報用電話番号「１１８番」による緊急時の確実な救助要請の通報のほか、特に、一人乗りの高齢の漁業従事者に対する防水パックを併用した携帯電話等の連絡手段の常時携行を促進する。

③「発航前点検の徹底」

日本海西部地方では、漁船による海難のうち、バッテリー過放電等によって船舶の運航ができなくなることによる「運航阻害」や、整備不良等による「機関故障」が過去５年の海難統計で２６％を占めていることから、発航前の船体、機関等の点検を徹底する。

④「気象海象等の情報把握と情報ソースの適切な活用」

出漁前はもとより出漁後においてもＭＩＣＳ、気象サイト、気象ファックス等の情報ソースを活用して常に操業海域周辺の情報を入手し、荒天時や天候の悪化が予想されるときの出漁見合わせ又は早期帰港、操業海域の安全性などの的確な判断を促進する。

（３）実施事項

関係団体と連携して次の事項を実施する。

①　広報活動

ア　関係団体の各施設のほか、漁業従事者が出入りする漁業協同組合事務所、ＪＦバンク、水産加工場などへのポスター等掲示及びパンフレット配布による普及啓発を行う。

イ　町内放送や漁業無線局を通じた本運動の周知及び各種安全情報の提供を行う。

ウ　関係団体が運営するホームページを活用した本運動の周知のほか、リンク設定による第八管区海上保安本部のＭＩＣＳ等のサイトへのアクセスを促進することによる普及啓発を行う。

②　各種行事

漁業協同組合の総会、漁業団体が開催する大漁祈願祭など、多数の漁業関係者が参画するイベントに参加することによって、前記①記載の広報活動の各項目の効果的な普及啓発を行う。

③　安全に関する指導等

ア　漁業関係団体に対する海難防止講習会を開催するほか、関係機関又は関係団体が実施する各種会議へ参画することによる海難防止思想の教育を実施する。

イ　操業解禁前の一斉安全指導等、関係機関と連携した訪船（合同パトロール含む。）を実施する。

ウ　漁業協同組合女性部と各海上保安部署と連携した安全指導、啓発活動等を実施する。

Ⅱ　会　務　報　告

Ⅱ－１　平成 26 年度第 1 回理事会概要

１　日　時　平成 26 年 5 月 22 日(木)

２　場　所　新潟市中央区万代 5 丁目 11 番 20 号
　　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟

３　理事の現在数、出席者数

(1) 理事の現在数　　23 名

(2) 出席者数

イ　出席理事　　15 名

ロ　監　事　　2 名

４　議事次第

議　　案　第 1 号議案　平成 25 年度事業報告について

第 2 号議案　平成 25 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録について

第 3 号議案　役員候補者の選任について

第 4 号議案　総会の日時及び場所並びに目的である事項等について

報告事項　業務執行理事の職務執行の状況について

５　議事の経過概要

（定足数）

事務局から定款に定める定足数を満たしている旨の報告がなされた。

（議長）

議長は定款の規定により坪井会長が務めることとなった。

（議事録署名人）

議長から議事録署名人は、定款の規定に基づき代表理事と出席監事である旨が告げられた。

（議事概要）

第 1 号議案は安藤事業部長、第 2 号議案は桑島専務理事から説明が行われた後、鑓水監事から監査報告が行われた。両議案は原案のとおり出席理事全員一致で可決された。

第 3 号議案は、役員候補者名簿のとおり総会の議案とすることについて、その可否について諮ったところ、出席理事全員一致で可決された。

第 4 号議案は、原案のとおり出席理事全員一致で可決された。

その後、坪井代表理事から業務執行理事の職務執行報告がなされた。

Ⅱ－２ 平成 26 年度通常総会概要

１ 日　時　平成 26 年 6 月 20 日(金)

２ 場　所　新潟市中央区万代 5 丁目 11 番 20 号
　　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟

３ 議　案

第 1 号議案　平成 25 年度事業報告について

第 2 号議案　平成 25 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録について

第 3 号議案　役員の選任について

報告事項　　平成 26 年度事業計画及び収支予算等について

４ 会員の現在数、出席者数

(1) 会員の現在数　　225 名

(2) 出席者数

イ　出席正会員　　48 名（うち代理出席者 25 名）

ロ　書面表決(賛成)正会員　119 名

ハ　委任状提出正会員　　52 名

５ 来　賓

第九管区海上保安本部長　　長谷川　義明　様

北陸信越運輸局長(代理：海事部次長　小野　敏行　様)

６ 議事の経過概要

(定足数及び挨拶)

事務局から定款に定める定足数を満たしている旨の報告がなされた。

坪井会長が挨拶をした後、来賓の第九管区海上保安本部長谷川義明本部長、北陸信越運輸局小野敏行海事部次長（運輸局長代理）の祝辞があった。

(議長の選任)

議長は定款の規定に基づき坪井会長が務めることとなった。

(議事録署名人の選任)

議長は、本通常総会議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、桑島専務理事と西村理事を全員一致で選出された。

(議事概要)

第 1 号議案は安藤事業部長、第 2 号議案は桑島専務理事から説明が続けて行われた。

続いて、監事を代表して鑓水監事より監査報告が行われた。

第 1 号議案、続いて第 2 号議案の審議の結果、両案とも原案のとおり全員異議なく可決した。

第 3 号議案は、役員候補者名簿のとおり選任の可否について諮ったところ、全員異議なく可決した。

なお、議長は定款の規定により、役員の任期は平成 27 年開催の通常総会終

了時までである旨を告げた。

また、新役員は全員就任を承諾した。

報告事項は、議長が平成26年度事業計画及び平成26年度収支予算は平成26年3月11日に開催した平成25年度第3回理事会において承認された旨を告げ、総会資料に基づき平成26年度事業計画を安藤事業部長が、平成26年度収支予算案を桑島専務理事が説明した。

☆　役員の選任

平成26年6月20日に開催された平成26年度通常総会で新役員の選任が行われました。

新役員名簿は以下のとおりです。

（順不同・敬称略）

新任役員［任期：平成26年度通常総会終了時～平成27年度通常総会終了時］

理　事	八　島　　進	日本海エル・エヌ・ジー株式会社　取締役社長
理　事	木　村　好　孝	東亜建設工業株式会社北陸支店　支店長
理　事	清　田　邦　之	新潟県漁業協同組合連合会　専務理事
理　事	木　村　□　彦	東北電力株式会社東新潟火力発電所　副所長
理　事	西　川　順之輔	京都府漁業協同組合　代表理事組合長

辞任役員

理　事	菊　池　武　人	日本海エル・エヌ・ジー株式会社　取締役社長
理　事	天　宅　　健	東亜建設工業株式会社北陸支店　支店長
理　事	當　摩　栄　一	新潟県漁業協同組合連合会　代表理事会長
理　事	矢　崎　和　宏	東北電力株式会社東新潟火力発電所　副所長
理　事	佐々木　新一郎	京都府漁業協同組合連合会　代表理事会長

☆　講演会

総会終了後講演会を開催した。

西 之 島 と 海 域 火 山

平成 25 年 11 月 20 日に噴火した海底火山「西之島」の歴史と現在について

海上保安庁海洋情報部海洋調査課海洋防災調査室　防災調査官　小野智三

海上保安庁の海域火山観測

日本は多数の火山が存在する火山国です。この数ある火山のうち海底火山や火山島は、海域火山といいます。

海上保安庁では、船舶の航行安全のため、海域火山の監視・調査を実施しています。航空機により、南方諸島と南西諸島を合わせて年間に３回の定期監視観測を行っています。また、測量船による海域火山の調査を行い、海域火山基礎情報図を作成・公表しています。

今回の西之島の火山活動では、噴火直後から航空機による調査を継続的に実施しており、その調査結果は航行警報等により、航行安全のために活用されると共に、火山噴火予知連絡会に報告し、防災・学術等にも貢献しています。

火山の活動形態と海域火山の特徴

火山噴火の形態には、爆発的な噴火の桜島や溶岩ドームを形成する雲仙普賢岳のようにさまざまな火山の活動形態があります。海域火山では、マグマと海水が触れ合って激しい爆発を伴うマグマ水蒸気爆発が発生することがあります。

西之島の火山活動

西之島では、昭和 48 年～49 年にも西之島新島を形成するほどの活発な火山活動があり、周辺海域ではその後も、海底での火山活動の存在を示す変色水等が確認されていましたが、平成 25 年 11 月 20 日、40 年ぶりに新島を形成する火山活動を開始しました。活発な活動は現在も継続しており、火山活動により形成された陸地は拡大を続けています。

本講演では、海上保安庁の調査で得られた画像や動画により、西之島の歴史と現在の火山活動について詳しく解説します。

西之島の噴火

平成２５年１１月２０日　海上保安庁撮影

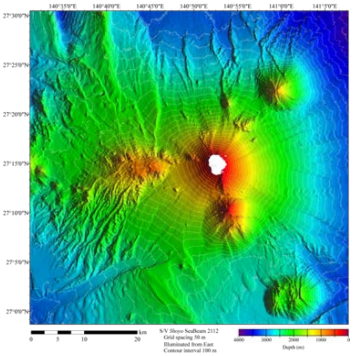

西之島付近の海底地形

平成２２～２４年　海上保安庁測量

Ⅱ－３　業 務 日 誌 抄

（平成 26 年５月～８月まで）

月　　日	内　　容
５月 22 日(木)	平成 26 年度第 1 回理事会　(新潟市)
６月　５日(木)	平成 26 年度事業推進連絡会議　(新潟市)
６月　10　日(火)	東北地方海難防止強調運動推進連絡会議　(塩釜市)
６月　13　日(金)	日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議　(新潟市)
６月　18　日(水)	海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議　(舞鶴市)
６月　20　日(金)	平成 26 年度通常総会　(新潟市)
６月　24　日(火)	港湾計画変更(一部変更)に係る青森港船舶航行安全調査第 1 回委員会　(青森市)
６月　27　日(金)	二水会　(新潟市)
７月　１日(火)	気候情報連絡会議　(新潟市)
７月　７日(月)	防災気象連絡会　(新潟市)
７月　８日(火)	新潟港港湾計画改訂に係る航行安全対策調査第 1 回委員会　(新潟市)
７月　18　日(金)	日本海中部海域における小型船舶の安全対策に関する調査研究(新潟県地区)第 1 回委員会　(新潟市)
７月　25　日(金)	平成 26 年 海事関係功労者表彰式　(新潟市)
８月 27 日(水)	港湾計画変更(一部変更)に係る青森港船舶航行安全調査第 2 回委員会　(青森市)

Ⅱ－４　業　務　予　定

(1) 福井港堆砂対策計画に係る航行安全対策検討第 1 回委員会　９月３日福井市
(2) 新潟港港湾計画改訂に係る航行安全対策調査第 2 回委員会　９月５日新潟市
(3) 会報第 113 号発行　12 月下旬

Ⅲ　お 知 ら せ

世界初！！ビジュアル航海安全情報の提供を開始
～文字情報を地図に載せてビジュアル情報へ進化～

第九管区海上保安本部　海洋情報部
監理課長　小坂　恵世

これまで海上保安庁では、船舶交通の安全を確保するため、航海上危険な漂流物や新たに発見された浅瀬の情報など緊急に周知が必要な情報をインターネットなどにより文字情報で提供していました。

平成２６年６月１８日からは、文字情報を地図上に図示したビジュアル情報をインターネットで提供しています。

ビジュアル情報により、利用者は視覚的に容易に危険海域などを把握することができ船舶の航海安全に役立つことが期待されます。

【背景】

「３・１１」東日本大震災では、地震津波により多数の航路標識が倒壊、流出、大量の漂流物が発生したため、膨大な数の航行警報が発出されました。

利用者にとっては、文字により発せられた航行警報の位置や範囲を海図に転記する作業が煩雑となり、重要な情報を見落としてしまうケースも懸念されました。

このため、毎日更新した航行警報をインターネットで図示して提供したところ、利用者から「分かりやすい」「利用しやすい」と好評を得ました。

海上保安庁では、この経験を活かし航海安全情報をインターネット上にビジュアル掲載するシステムを構築し、日本が世界に先駆けて提供を開始することになりました。

【利便性】

① ビジュアル化により危険箇所の把握が容易
② 位置確認のための海図転記作業が少なくなることによる誤認防止
③ 複数の情報の中から期間を指定することにより、その間の有効な情報の表示が可能
④ 自船の位置を入力することにより、危険海域内外の把握が一目瞭然
⑤ 利用者が個々に必要とする範囲の拡大・縮小が可能、さらに印刷も可能
⑥ 針路上において、予め危険海域を把握でき、自船に必要な情報だけを入手

【航海安全情報の種類】

水路通報・管区水路通報

航行警報（日本航行警報、NAVAREA XI 航行警報、NAVTEX 航行警報、地域航行警報）

【利用者】

民間：船舶、船舶会社、各水先区水先人会等、報道機関

官公庁等：防衛省、外務省、自治体、教育機関、宇宙航空研究開発機構(JAXA)、海洋研究開発機構(JAMSTEC)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)

【インターネットでの利用方法】

利用環境：インターネットエクスプローラーのバージョン９以上が必要

検索方法：海上保安庁 HP トップ画面 ⇒ 海の安全・基礎知識の下にある「航行警報」をクリック ⇒ 「ビジュアル情報」をクリックすると下の画面になります。

インターネットアドレス

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/vpage/visualpage.html

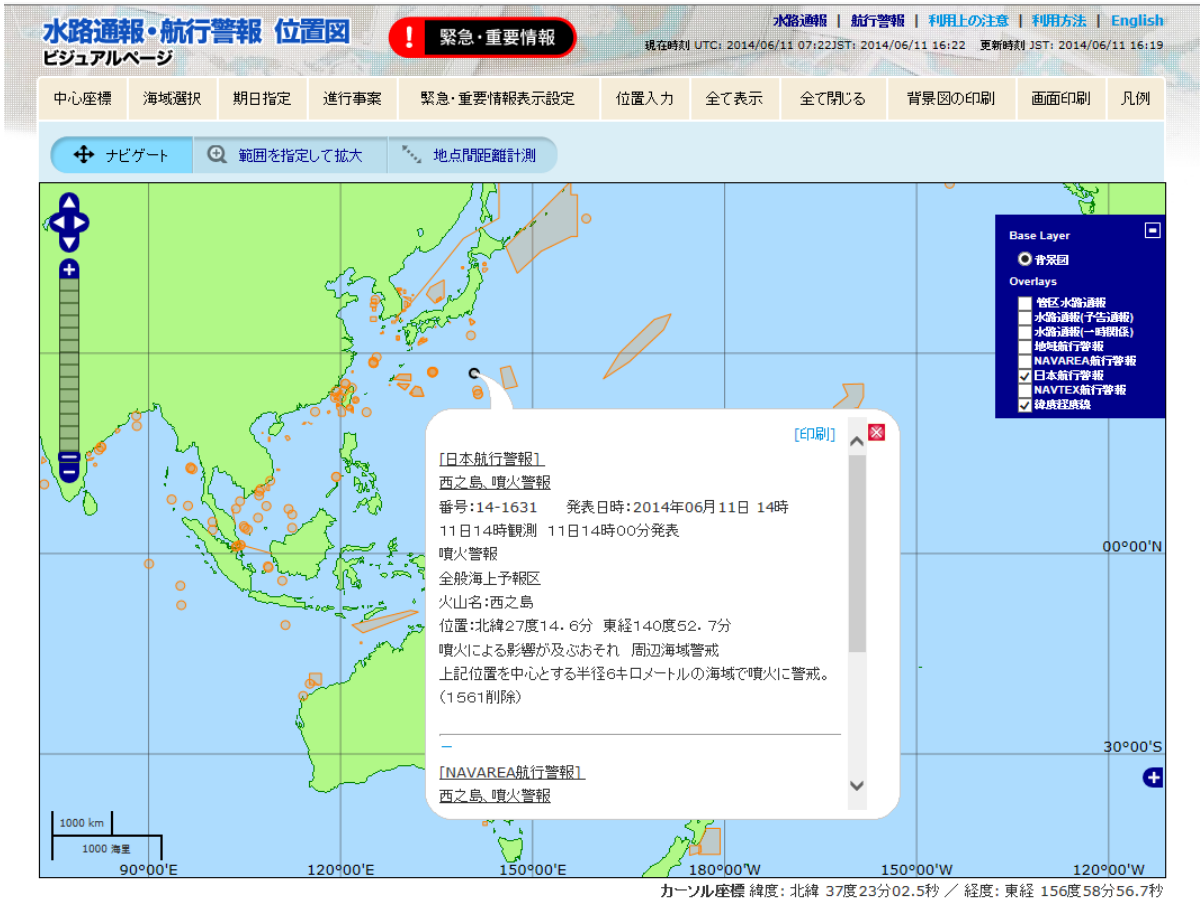

Ⅳ　寄　稿　欄

舞鶴の神様たち（泉源寺の熊野神社）

元舞鶴事務所長　山本　勝眞

舞鶴市は、山紫水明の町です。文字通り美しい山々に囲まれ、また天然の港、舞鶴湾奥深くに位置する町です。その舞鶴市街地を貫く国道 27 号線を東に向かい、あと 3 キロも走れば福井県の県境に至るという場所に、今回の「熊野神社」は鎮座されています。それは、国道 27 号線から北側に 5～600 メートル入った笠松山のふもとにあたり、近くには、東舞鶴高等学校があります。

題名に「泉源寺の熊野神社」として地名の「泉源寺」と記載したのは、舞鶴市内にはたくさんの「熊野神社」があるからです。

少なくとも著名なものは 10 社近くはあるでしょう。

「熊野」と名が付く神社で、現在最もよく知られているのは、熊野三山（本宮大社、速玉大社、那智大社）で、この三山は総じて全国の熊野神社の本山となっています。

以前にもお話ししたことがありますが、現在の熊野本宮大社の主祭神は、

出雲系の饒速日命（事解男命は別称）です。新宮市の速玉大社の主祭神が、やはり出雲系の素戔之男命（速玉男命は別称）、そして那智大社の主祭神が日向系の伊弉冉命（牟須美大神は別称）です。

因みに「古代日本正史」の著者原田常治氏は、同著書に、和歌山県の熊野三神（新宮、本宮、那智宮）の神様について触れておられるなかで、『熊野の地名は十二代景行天皇のとき、現在の新宮市に速玉大社をお建てになる時、素戔之男命がお亡くなりになった出雲の熊野（現在の松江市）という地名を、またその諡号の「神祖熊野大神」の名をとって「熊野」という地名になった。』といっておられます。

出雲熊野大社

出雲の熊野は、意外と知られていません。時間のある人は、島根県の地図を開いてご覧になってみてください。松江市の南のほうに「八雲町熊野」という地名を発見できることでしょう。もちろん立派な熊野大社(前頁写真)が鎮座しておられ、御祭神は素戔之男命であります。

話題が本題から外れてしまいました。

舞鶴市の泉源寺の熊野神社ですが、やはり調べてみると祭神は、熊野三山(社)から勧請された饒速日命、素戔之男命、そして伊弉冉命でありました。

ちょうど神社の取材に行った7月5日、神社の隣にある「笠松山知性院」というお寺の境内で、地元の椋本さんという方から話を聞くことができたのですが、椋本さんは御祭神について「祖父から伊弉諾(いざなぎ)、伊弉冉を祀ってある神社だと聞いています。」とおっしゃっていました。地元ではそのように口伝されているようですね。

泉源寺の熊野神社

たぶん古老の伝承のどこかで「伊弉諾」が入り込み、「饒速日命」や「素戔之男命」にとって代わってしまわれたのではないでしょうか。

「伊弉諾命」「伊弉冉命」の二柱は、記紀神話における八百万の神々の祖として切り離しては考えられない二柱ですから仕方ありませんね。

因みに熊野那智大社では「伊弉冉命」(女神さま)が御祭神で「伊弉諾命」の方は祀られていません。だいたい水の神様(那智の滝)は、女神さまのようです。

泉源寺の熊野神社は、前述のように笠松山の東麓の鬱蒼とした森に囲まれた静寂の中に鎮座されています。

泉源寺の熊野神社本殿

鳥居は石造りの明神型(笠木と島木が上方に反りあがっているタイプ)で、緑色地に金文字で「熊野神社」と浮彫りされた額がかかり、額にはきれいな飾り屋根が配してありました。

鳥居をくぐると、尻を持ち上げて頭を低くした威嚇体勢の駒犬(唐獅子)が護り、さらに石段を進むと本殿に達します。

本殿は、覆い屋で保護されていて、中に微細な美しい彫刻で飾られ、軒下の棟木や梁、そして柱の上部には、竜、象、唐獅子の彫刻が施されていて、大変美しい木組み構造の建造物です。神社建物形式は流れ造りです。

七五の桐を透かし彫りした扉といい、屋根に配した菊の御紋などいかにも日本の高貴な印象を受けます。

本殿に向かって左側に、屋根続き(長屋風)境内社があり、七鬼神(厄除け

の神様？)、天満神社(菅原道真)、大川神社(水速女神(みずはのめのかみ))、蛭子神社(事代主神(ことしろぬしのかみ))、牛頭(ごず)神社(素戔之男命)の五社が祀られています。

牛頭様は、主祭神と同じ素戔之男命ですから、同じ神様が境内社に祀られているのはおかしいのですが、祀られた経緯はわかりません。

泉源寺村の旧名は「波多＝はた」といい、この社も、元は「波多明神」と呼ばれていたということですが、そのころの御祭神はどなたかわかりません。

いつのころからか、熊野三所権現を勧請してこの社にまつり、明治初年の神仏分離令以後は「熊野神社」と呼ばれるようになったという伝承があるようです。

したがって、御祭神は、伊弉冉命、速玉男命(素戔之男命の別称)、事解男命(饒速日命の別称) であります。

この話が事実とすれば、熊野神社と呼ばれるようになったのは、時代が、ずーっと下るというわけですが、波多明神のまま伝承されていれば、この神社もまた違った歴史があったものと思われます。

熊野神社の東隣の「笠松山知性院」という真言宗のお寺ですが、このお寺が昔泉源寺と呼ばれる古刹があって、そのながれをくむのではなかろうかという説もあるようで、泉源寺という地名はそこから来ているのではないかということです。

熊野本宮大社の写真がＨＰにありましたので、この稿に転載させていただき、最後に熊野本宮大社についてちょっと触れさせていただくことにします。この本宮大社には一昨年訪れて念願の参詣を済ませました。

現在本宮大社には、六柱の神様が祀られています。すなわち天照大神、

伊弉諾命、熊野牟須美命(伊弉冉命)、家都御子大神(けちみけのおおかみ)、速玉之男命、事解之

男命ということのようです。（家都御子大神と事解之男命は、いずれも饒速日命の別称ですから五柱の神様というのが正しいのではないかと思っていますが・・・。）

写真には三棟の社殿が映っていますが、写真の奥の方の平入り型の神殿に四柱、と手前の妻入り二棟の神殿にそれぞれ一柱の神様が祀ってあるようです。

妻入り型は、出雲系神様の神殿の特徴ですから、独立した二棟の神殿は、それぞれ饒速日命と素戔之男命、平入りは日向系神様の神殿の特徴ですから、天照大神、伊弉諾命、伊弉冉命が祀られているのではないでしょうか。

熊野本宮大社（和歌山）